

施策体系		概要		【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和7（2025）年度の具体的取組	令和7（2025）年度の取組実績等	令和7（2025）年度の取組上の課題・問題点	R7年度 評価	令和8（2026）年度の具体的取組	担当部署
基本方針1：お互いが支えあう地域共生社会の推進											
基本施策：（1）共生のまちづくりの推進											
施策内容：①啓発活動の推進											
	1	市のホームページ・広報による啓発の推進	市のホームページ、広報を活用し、障がいに関する正しい知識の普及や障がい者に対する理解を深めるため啓発活動に努めます。	市の広報やホームページ等に、障がい福祉に関する情報を掲載する。	市民への広報活動によって、障がいに対する理解が促進される。	広報11月号で日本で初開催となるデフリンピックに関するピックアップ記事を掲載し、併せて障がい者習慣やヘルプマークについて紹介した。 【評価・効果】 国際的なイベントの紹介と併せて、障がいの理解促進を図る内容を掲載し、啓発を行うことができた。	毎年継続して情報発信を行うことで、障がいや障がい者の理解促進につなげることが必要である。また、興味を持って読んでもらえる内容を掲載する工夫が必要である。	4	広報12月号で障がいに関する理解促進のための特集記事を掲載する。ボランティア団体の活動の様子なども併せて情報発信を行い、啓発を行う。	福祉課	
	2	障がい者週間などにおける啓発活動の充実	障がいのある人の社会参加を促進するため、市民に障がい者に対する理解の促進を図ります。	・障害者週間にかかる啓発活動の継続 ・スポーツイベントや文化芸術活動等を継続して行う。	障害者週間が周知され障害への理解が深められる。	障害者週間の時期に「ニュースポ・バラスポ体験フェア」と「かわざきギャラリー」を開催する。事業内容や周知方法・タイミング等を工夫し、より多くの人に参加してもらう事業となるよう取り組む。	【実績】 障害者週間の時期に「かわざきギャラリー」を他の作品展と同時に開催することで来場者の増加に取り組んだ。また、開催時に障がいに関するパネル展示を行った。 【評価・効果】 来場者数が昨年度から300人以上増加し、より多くの市民に障がいに関する理解促進を行うことが出来た。	引き続きイベント開催時における理解促進・啓発活動を行うとともに、新たな機会を検討する必要がある。	4	障害者週間に合わせて、イベントの開催時以外の理解促進・啓発活動も含めて検討し、より多くの機会を設けるよう取り組む。	福祉課
	3	障がいや障がいのある人を理解するための研修・イベントの開催	障がいの理解のため、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会による研修会などの実施やイベントを開催します。	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会と連携して障害への理解のための研修会、イベント等を検討・実施する。	障がい福祉の枠を超えた、地域との相互理解を図り、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを推進する。	レクリエーション事業については、参加者増加に向けた事業内容や周知方法の工夫を行う。 障がいや障がい者理解促進に関する研修会の開催について検討する。	【実績】 「ニュースポ・バラスポ体験フェア」において、参加記念品や授産品販売に福祉事業所の授産品を使用した。新採用職員及び中堅職員を対象に、障がいの理解やコミュニケーションの理解促進について研修を行った。 【評価・効果】 会場における授産品の活用や市職員向けの研修を通して、障がいやコミュニケーションに関する理解促進を図ることができた。	障がいや障がいのある方への理解促進のためのイベント開催、市職員向けの研修を継続する必要がある。	4	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会と連携し、障がい者理解促進のためのイベントについて検討するとともに、市職員向けの研修やe-ラーニングを継続する。	福祉課
施策内容：②地域住民との交流促進											
	4	地域における交流の促進	地域での交流の機会を増やし、障がいや障がいのある人についての理解を深めるとともに、地域における活動や行事において障がいのある人が気軽に交流できる環境づくりに努めます。	・市、福祉事業所等のイベント情報について、広報・ホームページ及び柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の場を活用して周知を行う。 ・ぶれジョブ柏崎の活動へ参加し、取り組みについての情報提供を行う。	地域での交流の機会を増やし、地域に広く障害や障害のある人についての理解を深める。	イベント実施において、参加者の交流を通して障がいへの相互理解ができるような内容を検討する。 障がいのある人も参加しやすい事業となるよう工夫する。	【実績】 「ニュースポ・バラスポ体験フェア」について、バラスポーツの実施を通して、障がいのある方とない方がともに交流する場を作った。 【評価・効果】 障がいのある方もない方も参加しやすい事業を実施することができた。	障がいのある方とない方がともに交流する場について、スポーツ体験に限らず検討する必要がある。	4	スポーツ体験に限らず、障がいのある方が参加しやすい事業を検討するとともに、事業の周知を工夫し、より多くの人の参加につなげる必要がある。	福祉課
			コミュニティ祭りやイベント・生涯学習各種講座において、ニュースポーツ等を取り入れたり、障害者も参加しやすいプログラムづくりや会場のレイアウトに配慮する。	コミュニティ協議会の活動や行事において障害者が気軽に交流できる環境づくりを目指す。	コミュニティ祭りやイベント・生涯学習各種講座において、障がいのある人も参加しやすいプログラムづくりや会場のレイアウトに引き続き配慮する。	【実績】 コミュニティ協議会の活動やコミュニティまつり等のイベントを計画的に実施することができた。 【評価・効果】 開催したイベント等において、障がいのある人も参加しやすい会場のレイアウトを配慮することができた。	障がいのある人への配慮に加え、高齢者へ配慮したプログラムづくりや環境づくりが必要となっている。	3	コミュニティ祭り、イベント及び生涯学習各種講座において、障がいのある人も参加しやすいプログラムづくりや会場のレイアウトに引き続き配慮する。	市民活動支援課	
	5	関係機関等と連携した余暇活動支援	障がいの有無に関わらず、参加者が講座・イベントに安心して気軽に参加し、充実感を得ることができる企画・運営を行う	参加者の障害・個性に配慮した講座・イベントの企画・運営を行う	障害の有無に関わらず、参加者が講座・イベントに安心して気軽に参加し、充実感を得ることができる	柏崎市青少年健全育成市民会議主催の「トライワーク&こどもフェスタ」を共催し、障がいのある人の参加を促進するため、準備段階から協力するとともに、特別支援学校、障害者福祉施設等に参加を促す。	【実績】 「第35回トライワーク&こどもフェスタ」に共催し、障害福祉サービス事業所、特別支援学校、社会福祉協議会へ案内を送付し、参加促進を図った。 【評価・効果】 主催者と協力し、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい事業を実施することができた。	関係機関の活動支援を継続し、周知先の拡充を検討する必要がある。	4	関係機関の活動支援として、障害福祉サービス事業所、特別支援学校、社会福祉協議会等への周知を図り、参加促進を行う。	福祉課
			障がいの有無に関わらず、参加者が講座・イベントに安心して気軽に参加し、充実感を得ることができる企画・運営を行います。	参加者の障がい・個性に配慮した講座・イベントの企画・運営を行う	障がいの有無に関わらず、参加者が講座・イベントに安心して気軽に参加し、充実感を得ることができる	各種講座やイベントには参加制限は設けていないが、障がいのある人から申し込みを受けた場合は、状況聞き取り、対応を検討する。	【講座】 障害のある方からの受講希望はなかった。 【二十歳のつどい】 令和7（2025）年5月3日（土・祝）、文化会館アルフォーレ集会室にて二十歳のつどいを開催した。手話通訳、要約筆記を実施するとともに、障害のある方には保護者同伴での参加などの配慮を行った。また、障害のある方が事前連絡なく当日参加するケースも視野に入れ、担当職員がスムーズに誘導できるよう、現地での動線の事前確認を行った。	【講座・各種イベント】 障がいの程度や状況によって対応方法は異なることがあるため、参加者が安心して参加できるように、状況の聞き取りを丁寧に行き取り、より想像力を働かせて準備を行う必要がある。	5	【講座・各種イベント】 各種講座やイベントには参加制限を設けていないが、障害のある方からの申し込みを受けたい場合は、状況を丁寧に聞き取り、対応を検討する。	文化・生涯学習課
	6	地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の抱える課題の解決のため包括的な支援体制の整備を行っていきます。	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の権利強化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備を行う	障がいの有無に関わらず、地域で暮らしやすくなるための交流を通して、日常的に付き合うことのできる関係を築くことができる	・相談支援担当課等による庁内連絡会議の開催（毎月） ・重層的支援会議の実施（1回） ・柏崎市民生委員児童委員協議会総会の中で重層的支援体制整備事業の説明（4月18日(月)）、市内の社会福祉協議会会長を対象とした会長研修の中で重層的支援体制整備事業取組紹介（10月2日(木)）、民生委員等を対象とした司法福祉研修の中で柏崎市の重層的支援体制整備事業事例紹介（11月27日(木)）による事業周知の実施 【評価・効果】 ・重層的支援会議を開催したこと、相談者において継続的な支援につながった。 ・取組事例を紹介することにより具体的な内容について周知を行うことができた。	・柏崎市長重層的支援体制整備事業実施計画上、発展期を迎えるため、今後は、構築された体制を活用し、分野横断的な連携による支援体制の強化を進める必要がある。	4	・相談支援担当課等による庁内連絡会議の開催（定期） ・重層的支援会議、支援会議の開催 ・多機関協働機関を中心とした相談支援体制の活用 ・困難事例の共有と意見交換により把握した課題の整理と具体的な検討 ・社会資源の把握と整理の継続	福祉課	
			障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がい者団体やボランティア団体などが主催する活動や広報を支援します。	・刈羽村、市教育委員会関係課・関係団体、社会福祉協議会等と連携して各種スポーツ行事を開催 ・福祉団体が実施する各種スポーツ行事を支援する。	障害者の自立と社会参加を促進する。	「ニュースポ・バラスポ体験フェア」の事業内容や周知方法・タイミング等を工夫し、より多くの人に参加してもらう事業となるよう取り組む。 当事者団体の活動に対し、必要な支援を行う。	【実績】 「ニュースポ・バラスポ体験フェア」において、障がい者団体によるダンス披露や、団体で参加できる種目を設け、活動の支援につなげた。 【評価・効果】 障がい者団体の活動支援により、社会参加を図ることができた。	引き続き、障害のある人が参加しやすいイベントの企画運営や、当事者団体の活動に対する支援を通して、社会参加を促進する必要がある。	4	スポーツに限らず、障がい者団体の活動を支援し、障がいのある方の社会参加を促進する方法を検討する。	福祉課
7	障がい者団体などの活動への支援	障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がい者団体やボランティア団体などが主催する活動や広報を支援します。	・市内の多様な人材及び活動等の情報発信 ・先進事例の学習や、実践のブラッシュアップを行う機会の提供（トークイベント、ワークショップ等） ・HP、SNS等の媒体を活用した施設の利用促進	多くのボランティア団体等が、自立した活動を継続できるようにする。	・指定管理者、市と連携し、まちづくり活動に関する情報収集や発信、団体同士のネットワークづくりを通じて、市民活動センターを拠点に、まちづくりを担う人材の育成、活動支援に取り組む。 令和6（2024）年度に実施した「ステップアップ講座」「まちからトークライブ」のような、さまざまな学びの場、交流の場を提供しまちづくりへの関心を高め、意識の醸成を図る。	【実績】 市民活動センターまちからを拠点に、市民活動団体に対する助言・コーディネートを行うとともに、情報の収集・発信、情報共有の場の創出により、多様な市民活動に対する支援を行った。 ・まちから相談者数（延べ） 642名 ・まちからスクール up me参加者数（延べ） 13名 ・まちからトークライブ参加者数 48名 ・まちから忘年ド参加者数 33名 【評価・効果】 まちからを拠点に、学び、活動、交流の場を提供し、まちづくりに関わる人材や団体の創出・育成を図ることができた。	地域ニーズの多様化、複雑化により、市民や市民団体等を担い手とする地域の公共的サービスの重要性が高まっている。地域課題の解決を実践している団体等の更なる発展交流を図るため、市民活動センターを中心とした支援に努めていく。また、まちづくりに取り組む新たな人材の創出育成のため、市民活動センターにおいて、学びの場を継続的に提供する必要がある。	4	・指定管理者と市が連携し、まちづくり活動に関する情報収集や発信、団体同士のネットワークづくりを通じて、市民活動センターを拠点に、まちづくりを担う人材の育成、活動支援に取り組む。 令和7（2025）年度に実施した「まちからスクール up me」「まちからトークライブ」のような、様々な学びの場、交流の場を提供し、まちづくりへの関心を高め、意識の醸成を図る。	市民活動支援課	

施策体系				概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和7（2025）年度の具体的取組	令和7（2025）年度の取組実績等	令和7（2025）年度の取組上の課題・問題点	R7年度 評価	令和8（2026）年度の具体的取組	担当所管
		8	ボランティアセンター活動への支援	住民参加による民間の福祉活動の促進と公的福祉との連携・共働による福祉サービスの質的向上のため支援を行います。	・各種講座について、コミュニティ単位、包括単位の会場で開催し、より身近に参加してもらえるようにする。 ・各種障がい特性理解の機会を提供する。	・ボランティアセンターが実施する各種活動について支援し、組織的にボランティアの育成を進める ・ボランティアセンターが主催する各種講座に、毎年20名程度が参加できるよう取り組む。	・地域ニーズに沿ったテーマの講座の企画と実施 ・学生だけでなく社会人を含めた多様な層が参加可能な広報活動や仕組みづくりの検討	【実績】 ・サマーチャレンジボランティア2025として、事前説明会を実施し延べ58名の参加があった。43か所の活動先との活動調整を行い、71名が活動した。 ・ボランティア大交流会 3月14日（土）37名参加 ・地域ふれあいサロン研修会 11月6日（木）8名参加、11月7日（金）20名参加 ・地域食事サービス研修会 3月10日（火）7名 ・こども食堂ミーティング 3月 3日（火）28名 【評価・効果】 ・サマーチャレンジボランティアは、参加者から求められる活動が変化しつつあり、これまでこども関係の活動先に依頼が集中していたが、高齢・障がい関係にも依頼が分散された。参加者の中には、自分の将来を見据え活動を行っている方も多かった。 ・ボランティア大交流会では、既存のボランティアに加え、新規のボランティア大交流会では、既存のボランティアだけでなく、活動に対する思いや背景を確認する機会となり、今後の活動調整に向けた理解を深めることができた。後半のトークセッションでは、活動する側と募集する側の双方の立場から「ボランティアの魅力」について話を聞くことで、参加者が初心に立ち返り、自身の活動を見つめ直す時間を提供できたと感じている。 ・各研修会や講座では、それぞれのテーマを参加者とともに考え、共有することができた。	・サマーチャレンジボランティアについては、参加申込をGoogleフォームで受け付けていることから、活動者と直接会うことなく活動先へつなぐケースが大半を占めている。そのため、申込者の思いや参加目的、活動に対する不安や希望を十分に把握しきれないまま調整が進む場面もある。 今後は、活動先へつなぐ前の段階で申込者と面談を行うなど、参加者理解を深めるプロセスを丁寧に設ける必要性を強く感じた。これにより、活動者・受入先双方にとってより安心してできるマッチングにつながると考える。	4	新規ボランティアの開拓に加え、既存ボランティアに対しても研修や交流会を企画し、活動継続の支援やスキルアップの機会を提供していく。これにより、活動の質向上とモチベーション維持を図る。 学生に限らず、未就学児や社会人など幅広い世代が参加しやすい活動内容を検討する。多様な年齢層の方が関わることで、地域全体の参加基盤を上げ、世代間交流の促進にもつなげていく。	福祉課
			9	障害者自立支援協議会の運営	障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発及び改善に資する場として、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の運営を行います。	ニーズ把握により、地域課題を提案抽出・整理し、解決に向けた協議・検討を行うためのネットワークを維持・構築する。	関係機関が相互に連携し、地域課題の共有と解決に向けた協議、検討を行うことによって、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる。	相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域振興局、庁内関係各課等と連携・協力し、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発及び改善に資する場として、障害者自立支援協議会を継続的に運営する。	自立支援協議会という関係機関が協働する場において、課題の共有から具体的な取組につなげることできている。しかし、現時点では共有に留まっている課題も多くあるため、それらに関して、解決に向けた取組につなげていく必要がある。	4	相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域振興局、庁内関係各課等と連携・協力し、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発及び改善に資する場として、障害者自立支援協議会を継続的に運営する。	福祉課
基本施策：（2）暮らしやすい生活環境の整備												
施策内容：①福祉のまちづくりの推進												
	10	公共道路環境の整備	新潟県福祉のまちづくり事業により公共施設等周辺の道路整備や弱者用信号機の設置を行う。	公共施設周辺の道路整備においてバリアフリー化が図られる。	新潟県バリアフリーまちづくり事業の活用に向けて、関係団体との情報共有などを行い、整備が必要な箇所について要望を挙げる。	【実績】 新潟県バリアフリーまちづくり事業における、市内の横断歩道への視覚障害者用付加装置設置の必要箇所について、当事者団体に要望の有无を確認した。 【評価・効果】 要望箇所がなかったため、県への要望は行わなかった。	引き続き、当事者団体等の要望を把握して、県の事業採択を通じて、バリアフリー化を進める必要がある。	4	新潟県バリアフリーまちづくり事業の活用に向けて、関係団体との情報共有などを行い、整備が必要な箇所について要望を挙げる。	福祉課		
			市道柏崎2ー2号線ほかの点字ブロックの補修をL=470m実施する。	視覚障害のある人に配慮した道路が整備される。	点字ブロックの補修をL=21m実施予定	【実績】 点字ブロックの補修L=15mを実施した。 【評価・効果】 劣化したシートタイプの点字ブロックをコンクリート製品に入れ替えたり、未設置の箇所への設置により、視覚障がいのある人が安心して利用できる歩道を整備することができた。	安心して歩道を利用するために、破損した点字ブロックの補修や、部分的な未設置区間の設置を行うなど、継続して対応する必要がある。	5	点字ブロックの補修をL=25m実施予定	道路維持課		
			市道柏崎7ー240号線 L=450m（片側） 市道柏崎10ー158号線 L=470m（片側）など	新設する歩道については、条例の整備基準遵守により、安全かつ快適に地域で生活できるような生活環境の整備が図られる。	市道柏崎7ー240号線にL=320mの歩道新設（片側）を実施する。	【実績】 市道柏崎7ー240号線にL=320mの歩道（片側）を新設した。 【評価・効果】 歩道の新設により、安全かつ快適な生活環境の整備を図ることができた。	安全かつ快適な生活環境の整備を図るため、引き続き誰もが安心して利用できる歩道などの道路整備が必要である。	4	市道柏崎11ー212号線にL=212mの歩道新設（片側）を実施する。	道路河川課		
	11	公共的施設の所有者・管理者への助言・指導	新潟県福祉のまちづくり条例に基づき、建築住宅課と連携し、指導・助言を行う。	公共施設等のバリアフリー化等が推進され、安全かつ快適に地域で生活できる環境が整備される。	公共施設等のバリアフリー化を進めるため、建築住宅課と連携してバリアフリーの確保に努める。	【実績】 公共施設等のバリアフリー化を進めるため、建築住宅課と連携してバリアフリーが確保されるよう、建築主などに対し改善依頼を行った。 【評価・効果】 新潟県福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化に関する指導・助言を行うことができた。	特になし	4	公共施設等のバリアフリー化を進めるため、建築住宅課と連携してバリアフリーの確保に努める。	福祉課		
			新設又は改修等を行う公共的施設において、バリアフリーが確保されるよう指導・助言を行う。	整備基準のうち廊下・階段・傾斜路等の動線及び便所については、適合するよう指導・助言を行う。	所有者・管理者に対して、整備基準の目的・内容を周知し、適合に向けた助言・指導をとおし理解を得る。	【実績】 事前協議申請のあった5件に対し、整備基準に適合するよう指導・助言を行いバリアフリーの確保について啓発を行った。 整備基準の実績（工事未 completionを含む）は、適合3件、不適合2件であった。 【評価・効果】 公共的施設の所有者・管理者に対して、新築や改修等を行う際に窓口で説明を行うことで、バリアフリーの確保についての理解を得ることができ、促進を図ることができた。	整備基準の一部で不適合となる部分があれば全体として不適合となる。用途によっては、一部の整備項目を適合させることが困難である。また、改修工事においては、工事を要しない既存部分まで審査対象となるため、適合することが難しい場合もある。	3	所有者・管理者に対して、新潟県福祉のまちづくり条例の改正後に、改正内容等を周知し、適合に向けた助言・指導を行う。	建築住宅課		
	12	公営住宅のバリアフリー化の推進	公営住宅への障がい者、高齢者の入居が増加している中、入居者の生活状況に応じた公営住宅のバリアフリー化を実現します。	令和2（2020）年度に改訂した公営住宅長寿命化計画を鑑み、総合的に判断して対応する。	入居者の生活状況に応じた公営住宅のバリアフリー化を実現する。	【実績】 市営松波町住宅E号棟の改修事業において、サンルームの段差解消及び共用部の防滑ビニル床貼りを施工し、高齢者・障害者が安心して居住できるようバリアフリー化を進めます。	公営住宅の老朽化が進む中で、障がいのある方や高齢者の住みやすさを向上させる改修を、どのような方法で、どの程度行うかの検討が必要である。	3	柏崎市公営住宅等長寿命化計画に基づく、市営半田住宅C号棟の改修事業において、共用部（通路・階段室等）防滑ビニル床貼りを施工し、高齢者及び障がいのある方が安心して居住できるよう環境整備を進める。	建築住宅課		
	13	住宅改造の支援	障がいのある人が住み慣れた環境で生活することができるよう、日常生活用具給付事業、安心住まいる事業による住宅改造の支援を行います。	日常生活用具給付事業、安心住まいる事業により住宅改造に係る経費の一部を助成する。	障害のある人が住み慣れた環境で生活することができる。	引き続き、支援が必要な障がいのある人に対し手帳交付時の周知を行うとともに、生活環境向上のための助成を行う。	特になし	4	引き続き、支援が必要な障がいのある人に対し手帳交付時の周知を行うとともに、生活環境向上のための助成を行う。	福祉課		

施策体系			概要		【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和7（2025）年度の具体的取組	令和7（2025）年度の取組実績等	令和7（2025）年度の取組上の課題・問題点	R7年度 評価	令和8（2026）年度の具体的取組	担当所管
施策内容：②移動・交通対策の推進												
14		低床バス、福祉 タクシーなどの 導入促進	障がいのある人の移動手段の環境整備 のため、民間事業者の協力により、低 床型バス車両、ユニバーサルデザイン タクシー、車椅子対応タクシー及びリ フト付きタクシーなどの導入促進を図 ります。	民間事業者の協力により、低床型バス車両及び UDタクシーの導入促進を図る。	高齢や障害に配慮した車両が随時導入されてい る。	現状の課題に対応するため、郊外地域における公共 交通の利便性向上に向け、郊外型の「AI新交通あい くる」を4エリア（北エリア：西山地区・高浜地 区、中通地区の一部東エリア：北条地区・中鰐石地 区、南エリア：野田地区・鶴川地区、西エリア：米 山地区・上米山地区）に導入する。	引き続き協定を更新するとともに、新規事業者の申 請があった場合に速やかに協定を締結し、障がいの ある人の利便性向上に努める。	【実績】 タクシー料金の利用助成事業について、新たに2件の民間事業 者と協定を締結した。 【評価・効果】 新たな事業者等との協定により、障がい者等の移動の利便性向 上が図られた。	特になし	4	引き続き協定を更新するとともに、新規事業者の 申請があった場合に速やかに協定を締結し、障が いのある人の利便性向上に努める。	福祉課
											4	利用しやすい車両環境の整備を進めるとともに、 住民の移動手段を確保するための「AI新交通あ いくる」を含めた公共交通ネットワークの再構築 を図っていく。
	15	おもいやり駐 車制度の普及・ 啓発	歩行の困難な人などが利用できる「新 潟県おもいやり駐車場制度」の普及・ 啓発を行い、利用者の増加を目指しま す。	・ホームページなどにより、制度周知を行う。 ・障害者手帳・母子手帳取得者に案内する。	歩行の困難な人の駐車スペースが市内各所で確 保され、利用者が気兼ねなくスペース利用をで きるようになる。	引き続きホームページ、広報、窓口で周知すると ともに、障害者手帳や母子手帳の取得者に案内を行 う。	【実績】 制度周知と浸透により469名の申請を受け付け、利用証の交付 を行った。 【評価・効果】 障害者、妊婦、要介護高齢者の移動の負担軽減が図られた。	特になし	4	引き続きホームページ、広報、窓口で周知する とともに、障害者手帳や母子手帳の取得者に案内を 行う。	福祉課	
				16	タクシー利用 券及び交通費助成	社会参加の促進、身体障がい者などの 通院にかかる費用負担の軽減などを図 るためタクシー料金や燃料費の助成を 行います。	社会情勢やニーズを勘案し、タクシー利用券の 発行及び交通費助成を行う	障害のある人が住み慣れた地域で社会参加でき る	引き続き助成が必要な障がいのある人にタクシー券 や燃料費を助成する。	【実績】 タクシー券 使用人数767名、使用枚数15,971枚、 7,985,500円の助成を行った。 燃料費 106名、1,494,746円の助成を行った。 【評価・効果】 障がいのある人の経済的負担の軽減と社会参加の促進が図られ た。	タクシー利用券の運用方法について、1乗車当たりの利用上限枚 数の撤廃を望む声等が寄せられている。	4
施策内容：③地域の防災対策の推進												
17		避難行動要支援 者名簿の整備	障がいのある人など災害時に特別な支 援を必要とする方に対し、平常時から の地域見守り及び災害時の避難支援を 迅速に行うため、避難行動要支援者情 報の収集及び名簿の整備に努めます。	・民生委員、サービス事業所、保健所等との連 携により、要配慮者の把握に努め、災害時に自 力で避難できず支援が必要な方を、可能な限り 漏らさず、避難行動要支援者名簿に登録する。 ・避難行動要支援者の情報を自主防災組織等に 提供し、平常時からの見守り及び災害時の避難 支援体制を構築及び維持する。	避難行動要支援者名簿の整備により、平常時か らの見守り及び災害時の避難支援体制の構築及 び維持が図られる。	名簿配布時に、制度について繰り返し説明し、平常 からの見守りと災害時対応の話し合いに取り組ん でもらう働きかけをいく。	【実績】 平時から、災害時の安否確認、避難支援などが迅速にできるよ う、防災・原子力課とともに制度説明を行いながら自主防災会 等の関係者に要支援者名簿を配布した。 令和7（2025）年度から個別避難計画に設置情報等を追加 した。 【評価・効果】 各地域からの質疑から、避難行動における地域の実態を把握す ることができた。また、地域ごとの災害対応について、地域と ともに考えるきっかけ作りにつながった。	名簿の提供を受けている民生委員や消防団など、地域における 組織間の名簿の活用や連携方法が課題となっている。	4	名簿配布時に、制度について繰り返し説明し、平 時からの見守りと災害時対応の話し合いに取り組 んでいただけよう周知を図る。	福祉課	
			18	平常時からの自 主防災組織など の協力体制の 強化	障がいのある人などを迅速に避難・支 援できるよう自主防災組織などに対し て、避難支援の方法などについて周知 し、地域防災力の向上を図っていきま す。	・避難行動要支援者名簿の活用による避難支援 方法について、地区コミュニティ協議会長及び 町内会長（自主防災組織等）に対して、チラシ 等で周知する。 ・防災士資格取得者を自主防災会へ提供す る。	・自主防災組織等において、要配慮者の避難支援 方法についての理解が進み、避難行動要支援者名 簿の活用が図られる。 ・避難支援の計画や実施を支える人材として、 各自主防災組織等に所属する防災士が活用され る。	様々な災害に応じた支援の在り方の整理と周知を行 う。また、引き続き関係各課と連携し、実効性のある 個別計画作成に取り組む。	【実績】 介護高齢課及び防災・原子力課と連携を図り、地域ごとの自主 防災体制の実情や実効性のある個別避難計画について検討を進 めた。 【評価・効果】 関係各課が連携して取り組むことで、相互の用語を理解すると ともに、地域の課題やニーズを把握することができた。	地域ごとに災害時の取組や体制が様々なため、地域の実情に応 じた名簿の効果的な活用方法を検討する必要がある。	4	様々な災害や地域の実所に応じた支援の在り方の 整理を行う。また、引き続き関係各課と連携し、 実効性のある個別計画作成に取り組む。
19	防 災 知 識 の 普 及 ・ 啓 発	市総合防災訓練や自主防災組織による 訓練などを各地域で継続的に開催す ることにより、最新の防災知識を普及・ 啓発し、平時から地域での支え合いの 体制づくり及び市民全体の防災知識の 向上を図っていきます。	・市総合防災訓練を各地域で継続的に開催する ことにより、最新の防災知識を普及・啓発し、 市民全体の防災知識の向上を図る。 ・防災に関する専門的な知識や技能を有する防 災士養成のための講座を開催し、資格取得後の 人材を活用する。	・市総合防災訓練の実施（毎年） ・防災士養成講座の開設（毎年）	・防災士養成講座、防災士フォローアップ研修を 継続して実施。防災士の地域活動参加を促す支援に 取り組む。 ・防災教育の推進に向けて、小中学校での出前授業 （学校でのパネル展示、プログラム型授業など）を 実施する。 ・防災士のスキルを生かせる活躍の場の創出に向 け、防災学習サポーターの育成に取り組む。	新たに追加される新潟県の浸水想定区域図に基づ くリスクについて、総合防災訓練を通じて避難行動を 学んでもらう。その中で、要配慮者への対応につ いて見えた課題に対応していく。	【実績】 ・新たに浸水想定が追加となった一部地区（北条）とともに 総合防災訓練を実施し、354人の参加を得た。訓練計画を各 自主防災組織が主体的に作成し、その地区ごとに適切な方法で 避難行動を行い、実証性や実効性の検証を行った。また、要配 慮者対応の訓練として、福祉避難室の開設及び自衛隊車両によ る人員輸送訓練を実施し、支援方法の確認を行った。	・福祉避難室開設時の環境整備（物資、資機材、空調等） ・要配慮者支援に係る地域連携（市、自主防災会、民生委員、 消防団等）	5	総合防災訓練を実施し、地域住民に避難行動について学 んでもらう。その中で、要配慮者に対する避難支援や避 難所の環境整備方法を検証する。	防災・原子力 課	
			19	防 災 知 識 の 普 及 ・ 啓 発	市総合防災訓練や自主防災組織による 訓練などを各地域で継続的に開催す ることにより、最新の防災知識を普及・ 啓発し、平時から地域での支え合いの 体制づくり及び市民全体の防災知識の 向上を図っていきます。	・市総合防災訓練の実施（毎年） ・防災士養成講座の開設（毎年）	・防災士養成講座、防災士フォローアップ研修を 継続して実施。防災士の地域活動参加を促す支援に 取り組む。 ・防災教育の推進に向けて、小中学校での出前授業 （学校でのパネル展示、プログラム型授業など）を 実施する。 ・防災士のスキルを生かせる活躍の場の創出に向 け、防災学習サポーターの育成に取り組む。	【実績】 ・防災士養成講座を開催し、新たに45名が資格を取得した。 ・防災士フォローアップ研修を5回開催、延べ119名が参加 した。 ・防災出前講座を70回開催、延べ1,620名が参加した。 ・地域防災交流会を開催し、87名が参加した。 ・1団体の地区防災計画作成を支援した。 【評価・効果】 地域防災の中心的な役割を担うリーダーを育成することができ た。また、防災力向上に向けた意識啓発、体制づくり、防災教 育の推進につながった。	地域防災力の向上に向け、今後も、継続して自主防災組織や小 中学校への防災意識啓発と知識習得等、学びを生かせる事業の 実施に取り組む必要がある。併せて、防災士の活躍の場創出に 向けた支援に取り組む必要がある。	4	防災士のスキルを生かせる活躍の場の創出に向 け、防災学習サポーターの育成に取り組む。	市民活動支援 課

施策体系		概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和7（2025）年度の具体的取組	令和7（2025）年度の実績等	令和7（2025）年度の実績等	令和7（2025）年度の実績等	令和7（2025）年度の実績等	R7年度 評価	令和8（2026）年度の実績等	担当所管
施策内容：④地域の防犯対策の推進												
20	防犯体制の整備 と関係機関との 連携強化	柏崎市防犯協会など関係機関との連携強化及び情報交換を行うとともに、「第三次柏崎市防犯まちづくり推進計画」に掲げられた各種防犯対策に関する取組を実施し、障がいのある人の住み慣れた地域の安全・安心につなげていきます。	・広報かしわぎき、市HP、安全防犯情報メール、FMヒッカラなどの広報媒体により、防犯知識の普及・啓発を図り、適時の情報提供を図る。 ・鍵を掛けずに窃盗被害に遭うケースが多く、柏崎警察署地区防犯連合会で取組んでいる「フチ」防犯（身近な防犯対策）の更なる普及・啓発に努める。	・アナログ（紙媒体）やデジタル（ホームページ、SNS等）を活用して、情報を受け取る側の市民を想像し、その時々ニーズに合ったバランスある効果的な啓発活動等を行う。 ・防犯まちづくり推進計画に掲げられた各種防犯対策に関する取組を実施し、更に刑法犯認知件数を減少させ、市民の安全・安心につなげる。特に市民一人ひとりの、地域における「あいさつ」を行うことによって、結果として防犯対策につながる地域環境づくりを目指す。	・広報かしわぎきや市HP等を活用し防犯意識の普及・啓発を図る。 ・柏崎市防犯協会、防犯リーダーや柏崎警察署地区防犯連合会との連携を図りながら、金融機関や商業施設等において、「フチ防犯」活動を推進する。	【実績】 ・刑法犯認知件数が349件と前年比122件増となった。 ・安全防犯情報メールの登録者は4,318件、LINEの登録者は2,743件あり、合計では、7,061件で前年比390件増加した。 ・特殊詐欺等・悪質商法被害防止の日にあわせ、市内スーパーマーケットや銀行前で「フチ防犯」の啓発活動を行った。 【評価・効果】 広報かしわぎきや市HP等を活用した啓発にあわせて、関係団体と連携した「フチ防犯」活動によって、地域の安全・安心が図れた。	住宅や自動車等の施設をしない窃盗被害に遭うケースが多く、柏崎警察署地区防犯連合会で取り組んでいる「フチ防犯」（身近な防犯対策）の更なる普及・啓発に努める必要がある。	4	・広報かしわぎきや市HP等を活用し防犯意識の普及・啓発を図る。 ・柏崎市防犯協会、防犯リーダーや柏崎警察署地区防犯連合会との連携を図りながら、金融機関や商業施設等において、「フチ防犯」活動を推進する。	市民活動支援課		
		「第三次柏崎市防犯まちづくり推進計画」に基づき、防犯情報の提供、「防犯リーダー育成講座」や「ながらパトロール」などの各種防犯対策を実施し、市民の防犯意識の高揚と地域の防犯力強化につなげていきます。	・不審者情報などを適時に多くの市民へ情報提供するため、安全防犯情報メール登録者数の更なる拡大を図る。 ・防犯リーダー育成講座や地域安全マップづくり講習会の開催 ・ジョギングやウォーキング、散歩などにおいて「ながらパトロール」の継続実施	・不審者情報等を適時かつ効果的に市民への周知を図るため、安全防犯情報メールの登録拡大を図るほか、SNS等を活用した周知・啓発が行える仕組みを構築する。 ・防犯リーダーが主体となって、地域や学校等との連携を充実させ、地域安全マップづくりの開催をはじめとする各種防犯対策を担える仕組みづくりを構築する。 ・「ながらパトロール」実施の周知を行っている。	・不審者情報などを適時に市民に情報提供するため、安全防犯情報メールやLINEの登録者の拡大を図る。 ・防犯リーダー育成講座を開催し、地域で支える仕組みづくりを強化する。	【実績】 ○広報啓発活動 ・安全防犯情報メールの登録者は4,318件、LINEの登録者は2,743件あり、合計では、7,061件で前年比390件増加した。 ・特殊詐欺等の注意啓発について、防災行政無線放送を4件実施した。また、特殊詐欺・悪質商法被害防止の日啓発活動を4月15日、6月13日、8月15日、10月15日、12月15日、2月13日に商業施設等で実施した。 ・10月の防犯月間に合わせ、市施設に防犯啓発用のぼり、横断幕を設置した。また、地区防犯連絡協議会に重点パトロールの実施要請を行うとともに、職員による防犯パトロールの強化を図った。 ・青色パトロール車による防犯パトロールを年間を通して実施した。併せて、下校時防犯パトロールを10月の防犯月間に行った。 ○防犯リーダーの育成 ・11月20日に防犯リーダー養成講座を開催し、21名の受講があり、うち13名が新規受講者であった。 ○地域安全マップづくり講習会 ・大洲、半田、田所、西中通（2団体）地区で実施した。 【評価・効果】 安全防犯情報メールやLINEの登録者の拡大が図られ、適時に情報提供が行われた。また、新規防犯リーダーの育成によって、地域の防犯力強化が図られた。	・令和8（2026）年度における防犯メール登録者数8,000件の目標に向け、更なる登録者数の拡大を図る取り組みが必要である。 ・地域の安全は地域自ら守ることが重要であることから、防犯リーダー育成講座、地域安全マップづくり講座をとおして、更なる防犯意識の高揚を図ることが求められており、開催主体や開催方法等の検討が必要がある。また、日常活動でのジョギングやウォーキング、散歩等においてパトロール要素を加える「ながらパトロール」を継続実施していくことが重要である。	3	・不審者情報などを適時に市民に情報提供するため、安全防犯情報メールやLINEの登録者の拡大を図る。 ・防犯リーダー育成講座を開催し、地域で支える仕組みづくりを強化する。	市民活動支援課		
施策内容：⑤消費者トラブルの防止												
22	関係機関と連携した未然防止対策の推進	消費者安全確保地域協議会における情報共有や障がい者団体など関係機関と連携し、消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組んでいます。	警察署や弁護士、その他関係機関と消費者安全確保地域協議会を組織し連携を図ることにより見守り体制を強化する。	組織の構成員の充実を検討するとともに、見守り体制の更なる強化のため、構成員同士の効果的な情報共有を図る。	消費者安全確保地域協議会代表者会議を開催し、構成員の情報共有を図る。また、担当者会議を必要に応じて開催し、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行う。	【実績】 ・消費者安全確保地域協議会の設置について、市HPにて周知を図った。 ・6月13日に柏崎市消費者安全確保地域協議会代表者会議を開催し、構成員間での情報共有が図れた。 【評価・効果】 構成員間での情報共有によって、見守り体制の連携が図れた。	障がい者における消費者被害の未然防止や拡大防止には、周囲の方々の見守り（気付き）が大切であり、見守りは、多様な主体が参加して行われることに意義があることから、組織構成員の充実を検討する必要がある。	4	消費者安全確保地域協議会代表者会議を開催し、構成員の情報共有を図る。また、担当者会議を必要に応じて開催し、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行う。	市民活動支援課		
			広報かしわぎき、ホームページなどの広報媒体、出前講座の実施により、消費生活センターの支援体制の周知を図る。 【相談時間：月～金 9：00～16：00 土 9：00～12：00】	アナログ（紙媒体）やデジタル（ホームページ、SNS等）を活用して、情報を受け取る側の市民を想像し、その時々ニーズに合ったバランスある効果的な啓発活動等を行う。	広報かしわぎきや市HP等を活用し、消費生活センターの支援体制を周知するとともに、出前講座を開催し、気軽に相談できる啓発活動を行う。	【実績】 ・毎月の広報かしわぎきにて、消費者生活センターの相談時間等掲載して周知を行った。 ・消費生活相談は、668件で前年比51件の増加となった。 ・消費生活出前講座は、21件611名に実施した。 【評価・効果】 身近な相談窓口として、周知が図れた。	消費生活出前講座を多くの町内会やコミュニティセンター等にて、活用してもらえよう、引き続き周知していく必要がある。	3	広報かしわぎきや市HP等を活用し、消費生活センターの支援体制を周知するとともに、出前講座を開催し、気軽に相談できる啓発活動を行う。	市民活動支援課		
23	各種相談窓口の活用促進	消費生活センターでは、消費者相談をより身近な相談窓口として利用してもらうため、支援体制の充実と周知を図っていきます。また、柏崎市社会福祉協議会では、生活全般に関する各種相談を行います。	日常生活で抱える様々な問題を気軽に相談できる、各種相談窓口を開設する	住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する	「生活困窮者自立支援事業」 ○就労準備支援事業 ・プラン作成3名のうち、通所作業所に定期的に通えるようになったことにより6月末で1名終了。他2名の継続支援を行っている。軽作業と定期面談を通して、利用者に寄り添いながら支援をしている。 ・フリースペースぶらっと 年間24回開催 登録14名 延85名参加。就労に向けての地域へ出る第一歩として、定期参加で生活の諸課題を目的として開催している。令和7（2025）年度は、地域の合同出資会社の協力を得て、就労体験に繋がる活動を行い、参加者の更なる意欲向上につながった。また、身だしなみ研修を行い、自己認知を深めるよい機会となった。 ○家計改善支援事業 ・相談者実数170名 延相談件数537件の半数以上が家計改善に関することであった。借入の相談から家計管理の問題に気づき、改善に結びつくケースがあった。 ○子どもの学習・生活支援事業 ・訪問型22名利用 延714件、集合型21名利用 延118件 学力向上のみならず、基本的な生活習慣の定着、身近な相談相手の役割も担ってきた。特別な支援を必要とする児童・生徒が増えている中、支援員研修として、臨床心理士を講師に対応研修を行い、理解を深めた。	「生活困窮者自立支援事業」 ○就労準備支援事業 ・プラン作成3名のうち、通所作業所に定期的に通えるようになったことにより6月末で1名終了。他2名の継続支援を行っている。軽作業と定期面談を通して、利用者に寄り添いながら支援をしている。 ・フリースペースぶらっと 年間24回開催 登録14名 延85名参加。就労に向けての地域へ出る第一歩として、定期参加で生活の諸課題を目的として開催している。令和7（2025）年度は、地域の合同出資会社の協力を得て、就労体験に繋がる活動を行い、参加者の更なる意欲向上につながった。また、身だしなみ研修を行い、自己認知を深めるよい機会となった。 ○家計改善支援事業 ・相談者実数170名 延相談件数537件の半数以上が家計改善に関することであった。借入の相談から家計管理の問題に気づき、改善に結びつくケースがあった。 ○子どもの学習・生活支援事業 ・訪問型22名利用 延714件、集合型21名利用 延118件 学力向上のみならず、基本的な生活習慣の定着、身近な相談相手の役割も担ってきた。特別な支援を必要とする児童・生徒が増えている中、支援員研修として、臨床心理士を講師に対応研修を行い、理解を深めた。	「生活困窮者自立支援事業」 ○就労準備支援事業 ・プラン作成3名のうち、通所作業所に定期的に通えるようになったことにより6月末で1名終了。他2名の継続支援を行っている。軽作業と定期面談を通して、利用者に寄り添いながら支援をしている。 ・フリースペースぶらっと 年間24回開催 登録14名 延85名参加。就労に向けての地域へ出る第一歩として、定期参加で生活の諸課題を目的として開催している。令和7（2025）年度は、地域の合同出資会社の協力を得て、就労体験に繋がる活動を行い、参加者の更なる意欲向上につながった。また、身だしなみ研修を行い、自己認知を深めるよい機会となった。 ○家計改善支援事業 ・相談者実数170名 延相談件数537件の半数以上が家計改善に関することであった。借入の相談から家計管理の問題に気づき、改善に結びつくケースがあった。 ○子どもの学習・生活支援事業 ・訪問型22名利用 延714件、集合型21名利用 延118件 学力向上のみならず、基本的な生活習慣の定着、身近な相談相手の役割も担ってきた。特別な支援を必要とする児童・生徒が増えている中、支援員研修として、臨床心理士を講師に対応研修を行い、理解を深めた。	4	「生活困窮者自立支援事業」 ○就労準備支援事業 ・プラン作成3名のうち、通所作業所に定期的に通えるようになったことにより6月末で1名終了。他2名の継続支援を行っている。軽作業と定期面談を通して、利用者に寄り添いながら支援をしている。 ・フリースペースぶらっと 年間24回開催 登録14名 延85名参加。就労に向けての地域へ出る第一歩として、定期参加で生活の諸課題を目的として開催している。令和7（2025）年度は、地域の合同出資会社の協力を得て、就労体験に繋がる活動を行い、参加者の更なる意欲向上につながった。また、身だしなみ研修を行い、自己認知を深めるよい機会となった。 ○家計改善支援事業 ・相談者実数170名 延相談件数537件の半数以上が家計改善に関することであった。借入の相談から家計管理の問題に気づき、改善に結びつくケースがあった。 ○子どもの学習・生活支援事業 ・訪問型22名利用 延714件、集合型21名利用 延118件 学力向上のみならず、基本的な生活習慣の定着、身近な相談相手の役割も担ってきた。特別な支援を必要とする児童・生徒が増えている中、支援員研修として、臨床心理士を講師に対応研修を行い、理解を深めた。	福祉課（市社協）		

施策体系		概要		【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和7（2025）年度の具体的取組	令和7（2025）年度の取組実績等	令和7（2025）年度の取組上の課題・問題点	R7年度 評価	令和8（2026）年度の具体的取組	担当部署
基本方針2：地域生活における支援体制の充実											
基本施策：（1）地域生活の支援											
施策内容：①相談支援体制の強化											
24	障害者相談支援委託事業の充実	身近なところで相談ができる体制の充実・強化により、地域で安心して生活をしていくために障がいのある人、個々に応じた支援を進めていきます。	基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の確立を図る	相談支援体制の充実・強化により総合的かつ専門的な相談支援の実施ができる	・委託相談支援事業所連絡会を新たに年3回程度実施し、障害者等相談支援事業を受託する相談支援事業所と、事業に関する情報共有、情報交換を行う。 「相談支援の充実・強化にむけて」という資料を、「相談支援の充実・強化に関する方針」に改定し、柏崎刈羽地域の障がい者の相談支援に関する相談支援専門員の共通理解を図る。	【実績】 ・委託相談支援事業所連絡会を4月、9月、2月の年3回開催した。 ・地域の相談支援事業の強化について明文化した「相談支援の充実・強化にむけて」という資料を、「相談支援事業の充実強化に関する方針」に改訂した。 【評価・効果】 ・委託相談支援事業所連絡会の開催により、障害者相談支援事業の目的や業務の実施方針を確認し、事業に関する情報共有、情報交換が図られた。 ・地域における相談支援事業や相談支援専門員の役割を明確化し、相談支援事業者と行政、相談支援事業者同士の共通理解が図られた。	相談支援専門員の計画相談の受け持ちケース数が多いことから、委託相談支援事業における相談支援や自立支援協議会の活動に充てる時間が少なくなっている。	4	基幹相談支援センターを直営により設置し、相談支援体制の底上げ。強化に資する取組を実施する。	福祉課	
25	包括的な相談支援体制の構築と相談者への満足の提供	多様化・複雑化した相談内容に対応するため、市や相談機関など、どこに相談しても情報共有できる仕組みづくりを行い、包括的な相談支援体制の構築を進めていきます。また、相談結果及び支援が相談者の課題解決に結びついているか定期的に検証を行います。	・相談内容の多様化・複雑化により、分野を横断して情報共有できる仕組みづくりや包括的な相談支援体制の構築を図る ・相談内容に応じ確実に支援につなげるとともに、相談結果が問題解決につながっているか検証を行う	相談内容の多様化・複雑化により、複合的な課題を有する事例など関係機関などが連携して一体的に対応していくことができる	相談支援連絡会を開催し、相談支援専門員のスキルアップのため、相談支援に活用できる情報共有（関係機関との連携強化を図る）や、事例レビュー（相談支援力の向上を図る）を行う。	【実績】 ・相談支援業務に必要な情報共有及び知識の習得、事例を通した課題検討の場として、相談支援連絡会を7回開催した。 【評価・効果】 ・相談支援に活用できる情報（関係機関との連携強化（特に障がい児相談支援に関連する内容））を共有することができた。 ・相談支援におけるポイントや相談支援体制のあり方について検討することができた。	相談支援専門員の担当ケースが過多となり余力が無い現状を改善するため、行政や主任相談支援専門員が、相談支援専門員の人材育成に取り組み必要がある。	4	相談支援連絡会を開催し、相談支援専門員のスキルアップのため、相談支援に活用できる意見交換や情報共有、事例レビュー（相談支援力の向上を図る）を行う。	福祉課	
26	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の機能強化	現状の運営体制を検証するとともに、地域課題の共有と課題解決に向けた協議、検討を行うためのネットワークを構築・継続していきます。	ニーズ把握により、地域課題を抽出・整理し、解決に向けた協議・検討を行うためのネットワークを維持・構築する。	関係機関が相互に連携し、地域課題の共有と解決に向けた協議、検討を行うことにより、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる。	・各部会・連絡会及びプロジェクトの進捗管理を共有することによって、地域課題における現状の分析や各種取組に対する具体的な提言を行う。 ・個別支援会議におけるニーズや課題、困難ケースに関する現状報告、情報共有等を行い、個別課題から地域課題へとつなげ、解決策を探る。	【実績】 サービス調整連絡会議を12回開催した。 【評価・効果】 各部会・連絡会及びプロジェクトチームの活動に係る進捗管理報告に基づき、構成員間で意見交換を行い、地域課題の情報把握を行うことができた。	地域課題の抽出まではできている。優先順位の高いと思われる課題から対応しているものの、課題が多く、時間とマンパワーに限りがあり、解決に向けた協議・検討が追いついていない部分がある。	4	・各部会・連絡会及びプロジェクトの進捗管理を共有することによって、地域課題における現状の分析や各種取組に対する具体的な提言を行う。 ・個別支援会議におけるニーズや課題、困難ケースに関する現状報告、情報共有等を行い、個別課題から地域課題へとつなげ、解決策を探る。	福祉課	
施策内容：②障がい福祉サービスの充実											
27	訪問系サービスの充実	居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービスを、障がいの程度や種別により適切に提供できるよう努めます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（R6～8）を策定するとともに、令和8（2026）年度に「第六次障がい者計画」（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った障がい福祉計画等とする。	人材確保及び職場定着のための取組を行うとともに障害福祉サービス事業所へ周知・働きかけを行い、安定したサービス提供の体制を確保する。	【実績】 平均利用者数（3月～2月） ・居宅介護 87人（前年度82人） ・重度訪問介護 8人（ 〃 6人） ・行動援護 16人（ 〃 15人） ・重度障害者等包括支援 0人（ 〃 0人） ・同行援護 10人（ 〃 10人） 【評価・効果】 ・サービス調整連絡会により、利用者が住み慣れた環境下で地域生活を送ることができた。 ・安定したサービス提供を行うことができるよう、人材確保及び職場定着に係る補助事業を実施し、「福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金」を8法人、「福祉職員就職支援事業補助金」を9件交付した。	支援度の高い利用者や行動障がいなど、複雑で多様なニーズへの質の高い対応が必要であることから、事業所職員に負担がかかる状態が続いている。こうした状況から人材の定着も課題となっており、障がい福祉サービス事業所における人材の確保と職場定着が急務となっている。	4	人材の確保と職場定着に向けた支援を行うとともに、補助事業等の情報を積極的に周知・働きかけを行うことで、安定したサービス提供体制の確保を図る。	福祉課	
28	日中活動系サービスの充実	生活介護、就労継続支援、短期入所などのサービスを、障がいの程度や種別のある人の自立した社会生活や介護者などの支援を行います。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（R6～8）を策定するとともに、令和8（2026）年度に「第六次障がい者計画」（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った障がい福祉計画等とする。	人材確保及び職場定着のための取組を行うとともに障害福祉サービス事業所へ周知・働きかけを行い、安定したサービス提供の体制を確保する。	【実績】 平均利用者数（3月～2月） ・生活介護 201人（前年度199人） ・自立訓練（機能訓練） 1人（ 〃 1人） ・自立訓練（生活訓練） 6人（ 〃 10人） ・自立訓練（生活訓練夜間） 5人（ 〃 6人） ・就労移行支援 11人（ 〃 14人） ・就労継続支援（A型） 22人（ 〃 19人） ・就労継続支援（B型） 234人（ 〃 224人） ・就労定着支援 12人（ 〃 14人） ・療養介護 60人（ 〃 58人） ・短期入所 17人（ 〃 14人） 【評価・効果】 ・日中活動系サービスの提供により、障がいのある人の自立した社会生活や介護者などへの支援を行うことができた。 ・安定したサービス提供を行うことができるよう、人材確保及び職場定着に係る補助事業を実施し、「福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金」を8法人、「福祉職員就職支援事業補助金」を9件交付した。	支援度の高い利用者や行動障がいなど、複雑で多様なニーズへの質の高い対応が必要であることから、事業所職員に負担がかかる状態が続いている。こうした状況から人材の定着も課題となっており、障がい福祉サービス事業所における人材の確保と職場定着が急務となっている。	4	人材の確保と職場定着に向けた支援を行うとともに、補助事業等の情報を積極的に周知・働きかけを行うことで、安定したサービス提供体制の確保を図る。	福祉課	
29	居住系サービスの充実	障がいのある人が将来にわたって住み慣れた地域で安心して生活を送るために、適切に提供できるよう努めます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（R6～8）を策定するとともに、令和8（2026）年度に「第六次障がい者計画」（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った障がい福祉計画等とする。	人材確保及び職場定着のための取組を行うとともに障害福祉サービス事業所へ周知・働きかけを行い、安定したサービス提供の体制を確保する。	【実績】 平均利用者数（3月～2月） ・自立生活援助 0人（前年度0人） ・共同生活援助 89人（ 〃 92人） ・共同生活援助 102人（ 〃 106人） 【評価・効果】 ・居住系サービスの提供により、利用者は安全・安心な地域生活を送ることができた。 ・安定したサービス提供が行えるよう、人材確保や職場定着に係る補助事業を実施し、「福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金」は5法人、「福祉職員就職支援事業補助金」は9件交付した。また、新たに「福祉施設等夜勤対応者補助金」を創設し、2法人に交付した。	支援度の高い利用者や行動障がいなど、複雑で多様なニーズへの質の高い対応が必要であることから、事業所職員に負担がかかる状態が続いている。こうした状況から人材の定着も課題となっており、障がい福祉サービス事業所における人材の確保と職場定着が急務となっている。	4	人材の確保と職場定着に向けた支援を行うとともに、補助事業等の情報を積極的に周知・働きかけを行うことで、安定したサービス提供体制の確保を図る。	福祉課	
30	相談支援サービスの充実	サービス利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、地域の相談支援体制の充実を進めていきます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（R6～8）を策定するとともに、令和8（2026）年度に「第六次障がい者計画」（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った障がい福祉計画等とする。	相談支援体制の充実・強化を図るため、指定特定相談支援事業と、市町村相談支援事業の機能の見直しと底上げを行うとともに、基幹相談支援センターが果たすべき役割について、現状の柏崎市の相談支援体制の中で、どのような取組を行うべきか検討、実践する。	【実績】 計画相談の支給決定者数（月平均）631人（前年度625人） 平均利用者数（3月～2月） ・指定特定相談支援 164人（前年度159人） ・指定障害児相談支援 59人（前年度45人） ・指定地域移行支援 0人（ 〃 0人） ・指定地域定着支援 21人（ 〃 22人） 【評価・効果】 安定したサービス提供が行えるよう人材確保・職場定着に係る事業を実施した。	相談支援専門員の人材不足等から、サービス利用希望に対し、即応できない状況がある。 相談支援事業所から休廃止の申し出がある等、相談支援事業の業務継続に課題がある。	4	・障がい相談支援専門員定着支援金制度により、相談支援専門員の資格取得・更新を促すことで専門人材を確保する。 ・基幹相談支援センターを直営により設置し、相談支援専門員の担当ケース数の正常化に向けた方針を作成する。相談支援専門員の増員に向けた働きかけを行う。	福祉課	
31	障がい児支援サービスの充実	障がいのある児童やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう努めます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（R6～8）を策定するとともに、令和8（2026）年度に「第六次障がい者計画」（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った障がい福祉計画等とする。	障がい児に必要なとされるサービスの提供と本人の意向に沿った支援が行えるよう、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会を中心に相談支援事業所、関係機関などのネットワークを強化し、支援体制の整備や充実を図っていく。	【実績】 平均利用者数（3月～2月） ・児童発達支援 118人（前年度98人） ・放課後等デイサービス 81人（ 〃 63人） ・保育所等訪問支援 4人（ 〃 1人） ・医療型児童発達支援 0人（ 〃 0人） ・居宅訪問児童発達支援 0人（ 〃 0人） 【評価・効果】 放課後等デイサービスのニーズは高く、利用者数、1人当たりの利用日数とも前年度より増えている。	支援を必要としている障がいのある児童・生徒が増加傾向にある。利用者のニーズも多様化してきているため、今後も対応できるよう、相談支援事業所、サービス提供事業所等と連携し整理していく必要がある。	4	障がい児に必要とされるサービスの提供と本人の意向に沿った支援が行えるよう、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会を中心に相談支援事業所、関係機関などのネットワークを強化し、支援体制の整備や充実を図っていく。	福祉課	

施策体系				概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和7（2025）年度の具体的取組	令和7（2025）年度の取組実績等	令和7（2025）年度の取組上の課題・問題点	R7年度 評価	令和8（2026）年度の具体的取組	担当所管						
32	地域生活支援事業の充実	日中活動の場などのサービス提供と支援内容の充実に努めます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（R6～8）を策定するとともに、令和8（2026）年度に「第8次障がい者計画」（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った障がい福祉計画等とする。	サービス利用に係る選択肢の幅がより広がった一方で、利用者のニーズも多様化してきている。これらのニーズに対応できるよう、事業所間の棲み分けやサービスを支える人材の確保・施設整備の促進を進め、住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくりを継続して図る。	【実績】 平均利用者数（4月～3月） ・移動支援 35人（前年度34人） 3人（Ⅱ 3人） ・日中一時支援 87人（Ⅱ 76人） ・地域活動支援センター（機能強化事業） 1か所 ほか3か所 【評価・効果】 平均利用者数は前年度よりも増えており、比較的稳定したサービス提供を行うことができている。	日中一時支援の新規事業所の追加により、サービス利用者の増加につながった。今後もニーズに対応できる体制を整備していく必要がある。	4	サービス利用に係る選択肢の幅がより広がった一方で、利用者のニーズも多様化してきている。これらのニーズに対応できるよう、事業所間の棲み分けやサービスを支える人材の確保・施設整備の促進を進め、住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくりを継続して図る。	福祉課								
											共生型事業所の設置に向け、介護保険サービス事業所だけでなく、障がい福祉サービス事業所へも機会を捉えて積極的な周知・啓発を行う。	【実績】 市内で受け皿が不足している生活介護や短期入所、児童の預かり支援サービスの提供体制の整備に向けて、介護保険サービスを提供している法人への働きかけを継続して行った（1事業所と事業実施に向けて協議を行った）。 【評価・効果】 特別介護老人ホームなごみ荘が、令和8（2026）年2月から基準該当生活介護事業の運営を開始した。	・限られた介護・福祉人材を活用しながら、安定的なサービス提供体制の構築を図ることが求められる。また、共生型サービス等の設置に向けて具体的なイメージをもってもらえるよう、地域の現状や利用ニーズ等に基づき、積極的な周知・啓発を進めることが必要である。					
														・障がいに関係する相談を受けた場合には、必要な支援者や関係機関につなぐ支援を行う。 ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等に障がい福祉サービスに関する情報提供の機会を設ける。	【実績】 ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の連絡会等で、障がい福祉サービスに関する議題を挙げ情報提供した。 ・地域包括支援センター職員及び介護支援専門員に対して、精神障害の理解に関する研修会を実施した。 ・障がい相談を受けた際には、医療連携も含め必要な支援者につなぐ支援を行った。 【評価・効果】 ・早めに制度説明や情報共有を行うことで、当事者や家族の理解、意向を踏まえたスムーズなサービス利用につなげることができた。	・障がい福祉サービスと介護保険サービスの違いについて、当事者だけでなく、支援者も知識や理解が不十分な点がある。継続して情報提供していく必要がある。		
34	その他の障がい福祉サービスの充実	社会参加と自立の促進及び経済的負担の軽減に向けて、適正なサービス提供に努めます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（R6～8）を策定するとともに、令和8（2026）年度に「第8次障がい者計画」（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った障がい福祉計画等とする。	経済的負担の軽減に向けた適正なサービス提供により、社会参加と自立促進を図る。	特になし	4	経済的負担の軽減に向けた適正なサービス提供により、社会参加と自立促進を図る。	福祉課									
										施策内容：③地域生活支援拠点等の整備								
35	地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の重度化・高齢化や「弱いき後」にそなえるとともに、地域全体で障がいのある人の生活を支えるサービス提供体制を構築します。	障がいのある人の居住支援のための機能をもつ場所の整備や地域全体で支えるサービス提供体制の構築を行う	地域生活において、障がいのある人やその家族の安心・安全の確保や緊急事態に対応することができ	引き続き地域生活支援拠点等の検証・機能強化の検討を行い、利用者・事業所ともに有益で分かりやすい拠点整備を図る。	【実績】 拠点としての緊急対応の実績なし 【評価・効果】 緊急時に一部の実業所だけに負担がかららないよう受入体制を整えることで、サービス利用者が安心して地域生活を送ることができた。	・登録審査会や登録後などの資料作成に緊急時の対応など、相談支援専門員の負担が大きい。 ・地域生活支援拠点における緊急時の対応事例がまだ少なく、緊急時のフローなど事前に準備した様式・体制の検証が難しい。	4	地域生活支援拠点に求められる役割を再定義し、地域に必要な機能に整理する。	福祉課								
											基本施策：（2）福祉を支える人づくり							
施策内容：④福祉の人材確保・育成																		
36	福祉人材の充実	手話奉仕員養成研修、要約筆記奉仕員養成研修、点訳・音訳奉仕員養成研修などの事業を実施し、専門的知識の習得と人材の確保に努めます。	・手話奉仕員、要約筆記奉仕員養成講座をボランティア団体に委託して実施する。 ・広報等により手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣事業について周知を行う。	意思疎通を支援するための手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員養成研修を実施し、意思疎通支援員の人材確保を行う。	障がい者の意思疎通を行うための手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員の育成を行う。 意思疎通支援者養成講座の受託者に事業や支援における課題についてヒアリングを実施する。	【実績】 意思疎通支援者の育成を行うため、奉仕員養成講座を実施した。（養成研修修了者数：手話19名、要約筆記1名、音訳1名） また、意思疎通支援者養成講座受託団体にに対し、事業運営や支援活動における課題等についてヒアリングを実施した。 【評価・効果】 奉仕員を養成することにより、意思疎通支援者の人材確保と育成を行うことができた。また、受託者へのヒアリングを受けて、意思疎通支援者の交通費支給や各課の派遣ルールの見直しを図ることができた。	各種ボランティア養成講座の継続による人材の育成により、障がいのある人の意思疎通支援者の確保が必要である。	4	各種意思疎通支援者の養成講座を委託により実施する。また、受託ボランティア団体の活動PRや支援を行い人材確保に努めるとともに、意思疎通支援者のスキルアップに取り組む。	福祉課								
											37	研修事業の取組	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会として、相談支援事業所、サービス提供事業所が連携し、研修会などを継続実施し、福祉サービスの質の向上を図ります。	相談支援事業所、サービス事業所と連携し研修会を実施する。	事業者が主体的に学び提供される障がい福祉サービスの質の向上が図られる。	相談支援専門員研修会を開催し、相談支援専門員を中心に、サービスの質の向上につながる。	相談支援連絡会において、「障がい児相談支援」に関する内容の研修会を実施した。 【内容】①柏崎市の早期療育事業について、②柏崎市の特別支援教育について、③ASDの支援について、④家庭支援について	・相談支援専門員の事例検討の機会が少なく、スキルアップの機会が不十分となっている。 ・障がい福祉サービス事業所間での情報交換や、相談支援専門員とサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）との連携や協力が不十分となっている。
39	福祉職員人材確保・職場定着の支援	障がいのある人が住み慣れた地域で安定的に障がい福祉サービスが受けられるよう、福祉職員の人材確保及び職場定着の支援に取り組みます。	働く方への支援及び事業運営する側への支援を一体的に取り組む	障がいのある人にとって日常生活に不可欠な障がい福祉サービスを安定的に受けることができる	・各法人の課題や目標を確認した中で、人材確保・職場定着に向けて法人と連携を強める取組を行う。 ・福祉職員就職支援事業補助金の対象事業所を拡大し、更なる人材の確保につなげる。 ・大学等に補助金のPRを行い、人材獲得を目指す。	【実績】 ・人材確保・職場定着支援事業補助金 8件交付 ・福祉職員就職支援事業補助金 9件交付 ・専門学校等へのヒアリング 6校 ・高等学校等進路指導担当者連絡会議参加（5月9日） ・新潟医療福祉大学求人説明会参加（5月26日） ・介護・障害施設経営セミナー実施（1月22日・23日） 【評価・効果】 ・補助金交付を行うことで、事業者の人材確保、職場定着を支援することができた。 ・大学や専門学校等へのヒアリング、経営セミナーの開催を通じ、事業周知を行うとともに、意見交換等を行って必要な人材、資格等の現状を把握することができた。	・法人や事業所等の人材確保・職場定着の取組の働きかけを継続して行うとともに、課題を明確にしていける必要がある。 ・労働人口が減少していく中で、将来に渡り、介護・障がいのサービス提供体制を維持していくため、各法人等ときめ細かく問題・課題を共有しながら人材確保に取り組む必要がある。											
								4	・申込書の改善を含め、依頼者と年間の学習の流れを共有しながら協働できる仕組みを検討する。 ・既存プログラムの見直しを進めるとともに、年間を通したモデルプランの作成に取り組む。	福祉課								

施策体系		概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和7（2025）年度の具体的取組	令和7（2025）年度の実績等	令和7（2025）年度の実績上の課題・問題点	R7年度 評価	令和8（2026）年度の具体的取組	担当所管
基本施策：（3）情報入手手段と意思疎通支援の推進										
施策内容：①情報入手手段の充実										
40	広報誌の情報入手手段の充実	広報かしわざきや議会だよりの点訳版及び音声データを提供し、安定的に情報入手できる環境の整備を継続します。	・広報誌の点訳版及び音声版の作成の継続 ・ホームページへの広報誌音声データ添付の継続 ・広報誌からの情報入手手段の充実を図るための方策の検討	誰もが、安定的に情報入手できる環境を整備することで、障害をお持ちの方の安全・安心な暮らしを確保する。	・広報誌の点訳版及び音声版の作成の継続 ・ホームページへの広報誌音声データ添付の継続 ・市LINE公式アカウントから広報誌の発行について通知	【実績】 ・市内ボランティアグループへ資料を提供し、広報誌の点訳版及び音声版を作成した。 ・ホームページへ広報誌音声データを添付した。 ・市LINE公式アカウントで、広報誌の発行を通知した。 【評価・効果】 安定的に情報入手できる環境の整備を継続した。	なし	5	・広報誌の点訳版及び音声版の作成を継続する。 ・ホームページへの広報誌音声データ添付を継続する。 ・市LINE公式アカウントから広報誌の発行について通知する。	元気発信課
			・議会だよりの点字版及び音声版の作成継続 ・ホームページへの議会だよりの音声データの添付 ・議会だよりのPDF版の掲載媒体の充実	誰もが、安定的に議会活動の情報入手できる環境を整備することで、障害をお持ちの方を含めた議会への市民参加の機会を確保する。	・議会だよりの点訳版及び音声版の作成継続 ・市ホームページへの音声データ掲載の継続 ・市ホームページ、マチイロ、ちいき本棚への議会だよりのPDFデータ掲載の継続	【実績】 ・議会だよりの点訳版及び音声版の作成 ・市ホームページへの音声データ掲載 ・市ホームページ、マチイロ、ちいき本棚への議会だよりのPDFデータ掲載 【評価・効果】 各媒体への議会だよりの掲載を継続的に実施することで、障がいのある方が市政情報入手するための選択肢を確保できた。	特になし	5	・議会だよりの点訳版及び音声版の作成継続 ・市ホームページへの音声データ掲載の継続 ・市ホームページ、ちいき本棚への議会だよりのPDFデータ掲載の継続	議会事務局
	わかりやすい市ホームページの運営	市ホームページの読み上げ機能により、正確にわかりやすく情報入手できるように、市職員のアクセシビリティやユニバーサルデザインに対する理解を促進するための研修などを行い、わかりやすい市ホームページの運営に取り組めます。	・職員に対するアクセシビリティの意義や必要性の周知 ・ページ公開までの過程における確認の徹底 ・動画及び文字テロップの表示対応の検討	誰もが、安定的に情報入手できる環境を整備することで、障害をお持ちの方の安全・安心な暮らしを確保する。	・職員研修で市ホームページ作成時の注意事項などを周知 ・インフォメーションでホームページでの効果的な情報発信のポイントを周知 ・ページ公開までの過程における確認の徹底 ・動画の自動字幕機能を使った時にも適切な表示になるよう対応する。	【実績】 ・新採用職員と希望する職員に対して、市ホームページなど「広わる情報発信」の研修を実施した。 ・全職員に対して、ホームページでの効果的な情報発信のポイントをインフォメーションで周知した。 ・ホームページ公開までの過程で、アクセシビリティの確認を行い、配慮しながらホームページを作成した。 ・動画の自動字幕機能を使った時に適切な表示になるよう対応した。 ・市長記者会見資料の文字フォントをユニバーサルデザインを考慮したフォントに変更するため、広報広報の手引きを改訂し、インフォメーションで職員に周知した。 【評価・効果】 職員にアクセシビリティの理解を促進し、わかりやすいホームページの運営を行うことができた。	新採用職員にはホームページ作成の注意事項等の研修を毎年行っているが、それ以外の職員への周知についても継続する必要がある。	5	・職員対象のホームページ作成研修を行い、アクセシビリティの必要性や対応方法を伝える。 ・インフォメーションでホームページでの効果的な情報発信のポイントを周知する。 ・ページ公開までの過程における確認を徹底する。 ・動画の自動字幕機能を使った時にも適切な表示になるよう対応する。	元気発信課
施策内容：②意思疎通支援の充実										
42	ボランティア団体などへの支援の促進	点訳、音訳、手話、要約筆記などの各ボランティア団体などが実施している講習会を支援します。	・手話奉仕員、要約筆記奉仕員養成講座を市生涯及びボランティア団体に委託して実施する。 ・広報等により手話奉仕員、要約筆記奉仕委員派遣事業について周知を行う。	・点訳・音訳・要約筆記、手話のボランティア団体の活動を支援し、意思疎通支援員の養成研修が継続して実施されることで、意思疎通支援者の養成及び意思疎通支援者の派遣が継続される。	手話・点訳・音訳・要約筆記の団体に意思疎通支援者養成研修事業を委託し、活動を支援する。 意思疎通支援者養成講座の受託者に事業や支援における課題についてヒアリングを実施する。	【実績】 手話・音訳・要約筆記の団体に委託し、意思疎通支援者養成研修事業を実施した。（養成研修修了者数：手話19名、要約筆記1名、音訳1名）また、意思疎通支援者養成講座受託団体に対し、事業運営や支援活動における課題等についてヒアリングを実施した。 【評価・効果】 意思疎通支援者養成研修事業の実施及びボランティア団体への支援を通して、障がいのある方の意思疎通支援を担う人材の育成につながった。	意思疎通支援者としての継続的な活動につなげることや人材確保が課題である。意思疎通支援者の人材確保につなげるためには、団体の活動PRや周知を行い、市民の理解促進を図る必要がある。	4	各種意思疎通支援者の養成講座を委託により実施する。また、受託ボランティア団体の活動PRや支援を行い人材確保に努める。	福祉課
			手話通訳者や要約筆記者の派遣、ICTを活用した広報誌などの点訳・音訳化を推進する。	視覚や聴覚に障害のある人に、より一層の情報提供の充実が図られる。	意思疎通支援のため、手話通訳及び要約筆記の派遣を行う。 障がい者の意思疎通を行うための手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員の育成を行う。 【評価・効果】 意思疎通支援者の派遣により、障がい者のコミュニケーション支援を図ることができた。また、広報等の音訳・点訳により市からの情報を届けることで、障がい者の社会参加促進に寄与した。	【実績】 通院や各種行事等に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行った。手話通訳者派遣申請をオンライン申請できるよう整備した。また、広報かしわざき、キカイのとびら及び手帳ガイドブック、防災ガイドブックの点訳・音訳化を行い、希望者へ配布した。 【評価・効果】 意思疎通支援者の派遣により、障がい者のコミュニケーション支援を図ることができた。また、広報等の音訳・点訳により市からの情報を届けることで、障がい者の社会参加促進に寄与した。	当事者のニーズに対応できるよう、意思疎通支援者の育成と確保が必要である。	4	意思疎通支援のため、手話通訳及び要約筆記の派遣を行う。 障がい者の意思疎通を行うための手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員の育成を行う。	福祉課
43	意思疎通支援事業の実施	障がいのある人の意思決定を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣、ICTの活用や広報紙などの点訳・音訳化を推進します。	(1)下記(ア～カ)の利用促進PRを行う。 (ア)大活字本 (イ)「広報かしわざき」の朗読・CD-R、文学作品の朗読CD (ロ)サビエからダウンロードした点字データ、音声データ (1)ディジー図書再生機 (2)点字プリンター付きのパソコン (2)見学・体験学習で来館した児童・生徒への福祉コーナー機器の体験時間を、更に充実させる。	視聴覚、肢体不自由等の障害児・者の読書を中心とした学習や文化活動の利用拠点施設となる。	・ソフィアだより及び市HPで当館のバリアフリーサービスを紹介する。 ・月1回、点字版広報かしわざきと議会のとびらの表紙作成等を点訳奉仕者と協力して行う。 ・障害者の日に合わせて特別上映会を開催する。 ・利用を希望する障がい福祉サービス事業所に貸出文庫を設置し、多くの方が利用できるよう、障がいや特性に合わせた選書を行う。	・ソフィアだより秋号№11と市HPの施設の概要ページで当館の福祉コーナーを紹介した。 ・月1回、点字版広報かしわざきと議会のとびらの表紙作成等を点訳奉仕者と協力して行った。 ・障がい者週間の12月9日に特別上映会「私だけ聴こえる」を開催した。 ・利用を希望する障がい福祉サービス事業所に貸出文庫を設置し、多くの方が利用できるよう、障がいや特性に合わせた選書を行った。	重度障がいにより来館が困難であることや利用者の障がいによる支援の都合が一律ではないため、個々に合ったサービス提供が困難であること。 また、聴覚障がい者向けのサビエ図書館の利用がなかったため、新たな支援方法を検討する必要があること。	4	・ソフィアだより及び市HPで当館のバリアフリーサービスを紹介する。 ・近年、視覚障がい者向けのサビエ図書館の利用がないため、その原因を調べ、今後の方向性を検討する。 ・月1回、点字版広報かしわざきと議会のとびらの表紙作成等を点訳奉仕者と協力して行う。 ・障がい者週間に合わせ、バリアフリー図書の体験会、特別展示、手話付きDVDなどの上映を行い、図書館での福祉サービスを広く周知し、学習や文化拠点となるよう取り組む。 ・利用を希望する障がい福祉サービス事業所に貸出文庫を設置し、多くの方が利用できるよう、障がいや特性に合わせた選書を行う。	図書館
基本方針3：健康づくりへの支援と療育・教育の充実										
基本施策：（1）保健・医療対策の充実										
施策内容：①健康づくり・介護予防活動の充実										
44	受けやすい健（検）診、相談体制の充実	ゆったり健（検）診や障がいのある人を対象とした歯科健康相談などを継続するとともに、必要な方に情報が届くよう、さらに取組の周知に努めます。	ゆったり健（検）診や障害のある方を対象とした歯科健康相談などの歯科保健事業を継続するとともに、必要な方に情報が届くよう、さらに情報の周知を図る。	障がいのある有無に関わらず、健康づくりへの意欲が高まり、健（検）診の受診者が増加し、必要な方が相談利用できる。そのことによって、市民の生活習慣病の重症化が予防できる。	・令和6（2024）年度同様、障がいのある人等を対象としたゆったり健（検）診を、8月と10月に各1回実施する。また、予約制になることから、より混雑を避けて受けられるよう配慮する。 ・引き続き、障がいのある人や、特別な配慮が必要な方のための歯科健康相談を実施する。	【実績】 ・障がいのある人等を対象としたゆったり健（検）診を8月と10月に実施し、特定等健診：114人、肺がん検診：122人、大腸がん検診：63人、前立腺がん検診：27人、肝炎ウイルス検診：2人が受診した。 ・乳がん検診・子宮頸がん検診の施設検診で、ゆったり検診の日程を10月22日に設定した。 ・障がいのある人の歯科健康相談について、障がい福祉施設へチラシ配布し周知を行ったことで、3人の参加があった。 【評価・効果】 ・障がいのある人を対象とした健（検）診や相談の場を設けることで、安心して健（検）診を受けていただくことができた。	・安心して健（検）診を受けることができる体制が継続的に必要である。 ・地域の健（検）診会場で、肺がん検診車の乗降が難しい受診者にゆったり健（検）診を周知し、必要な方が利用できるように、広く情報を届ける必要がある。 ・歯や口の心配ごとを相談できる場として、さらに周知をしていく必要がある。	4	・引き続き、障がいのある人や、特別な配慮が必要な方のための健（検）診や、歯科健康相談を実施する。	健康推進課
		障がいの発生を予防する観点から保健師などが家庭訪問などにより本人及び家族へ必要な保健指導を行い、生活習慣病を予防し、身体機能の低下を防止します。	第二次健康増進計画に基づき、各種イベントや保健事業等を実施する。	障がいのある有無に関わらず、健康づくりへの意欲が高まり、健（検）診の受診者が増加し、必要な方が相談利用できる。そのことによって、市民の生活習慣病の重症化が予防できる。	引き続き、保健事業を利用しやすい体制を整え、生活習慣病予防の啓発を行う。	【実績】 ・障がいのある人を対象としたゆったり健診での結果に基づき、対象者の状況に合わせ、家族同席のもと14人に保健指導を実施した。また、健診結果説明会には10人参加した。その他、事業所等と連携し、結果説明や情報提供を行った。 【評価・効果】 ・保健指導等の利用を通じて、障がいのある人やその家族に生活習慣病予防の重要性を伝え、医療機関への受診や生活改善の具体的な方法について提案できた。	健診受診や生活習慣病予防の重要性の啓発、保健事業に参加しやすい体制づくりをしていく必要がある。	4	引き続き、保健事業を利用しやすい体制を整え、生活習慣病予防の啓発を行う。	健康推進課

施策体系			概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和7（2025）年度の具体的取組	令和7（2025）年度の実績等	令和7（2025）年度の実組上の課題・問題点	R7年度 評価	令和8（2026）年度の具体的取組	担当所管
46	介護予防活動 と意識啓発の推進	地域の介護予防活動を推進するとともに、くらしのサポートセンターの機能強化と充実を図ることで、介護予防の意識啓発を図ります。	・NPOや住民主体のサービスを充実させることで、多様なサービスの提供体制を推進する。 ・付随事業を実施するくらしのサポートセンター及び担い手となるくらしのサポーターを増加させ、地域の支え合い活動を推進する。 ・コッソツ貯筋体操の更なる推進を図り、参加人口を増加させる。	コッソツ貯筋体操をはじめとする地域の介護予防活動を推進するとともに、くらしのサポートセンターの機能強化と充実を図ることで、介護予防と地域支え合い活動の意識啓発を推進する。	・NPOや住民主体によるサービスの活動支援を継続する。 ・付随事業が未実施であるくらしのサポートセンターに対し、実施に向けた働きかけを継続する。実施地区に対しては、生活支援コーディネーターとともに、生活支援を視野に入れた活動の推進や現在の活動充実に向けた支援を行う。 ・コッソツ貯筋体操センターにおいて、パワーリハビリテーションと連携したイベントを検討し、コッソツ貯筋体操の更なる普及を図る。 地域のコッソツ貯筋体操会場の約半数を訪問し、各団体の現状把握に努め、活動を支援する。 ・保育園におけるつながりスラム体操の体験や地域会場との交流を通じて、コッソツ貯筋体操を周知する。 ・コッソツ貯筋体操活動担当者との交流会を実施し、新規参加者や男性参加者を増やすことを検討する。	【実績】 ・訪問型サービスBDを実施する2団体に運営費を補助した。 ・中通、西中通、南部地区のくらしのサポートセンターにおいて、付随事業を新たに開始した。 ・くらしのサポーター講座を2回開催し19名が受講した。 ・コッソツ貯筋体操センターで、利用のきっかけとなるイベントとして「みになる講座」を月1回、「からだ年齢測定会」を2回実施した。コッソツ貯筋体操センターの利用者数は、体操部門実304人、延べ14,884人、パワーリハビリ部門実278人、延べ12,037人であった。 ・コッソツ貯筋体操の実践者は、市全体で実2,694人、延べ98,243人であった。 ・公立保育園4園とつながりスラム体操の体験会及び地域の実践会場5団体と保育園との交流会を実施した。また、その様子を地域や保護者へ周知した。 ・コッソツ貯筋体操地域交流会を開催し、58団体、74名が参加した。 【評価・効果】 ・付随事業の新規開始、くらしのサポーターの育成により、くらしのサポートセンターの機能強化について推進できた。 ・コッソツ貯筋体操の実践者数は減少しているものの、交流会等を通して、幅広い年代へ啓発・周知を行うことができた。	・付随事業に取り組むくらしのサポートセンターは増えているが、地域によって活動に差が生じている。サポーターの自主性を育むとともに、活躍できる場の創出が必要である。 ・地域のコッソツ貯筋体操は、参加者の高齢化や担い手不足により終了する団体もあり、継続した支援が必要である。高齢者運動サポーターと協力し、より若年層へのコッソツ貯筋体操の周知啓発を図る必要がある。	4	・NPOや住民主体によるサービスの活動支援を継続する。 ・付随事業実施地区に対して、生活支援コーディネーターとともに、生活支援を視野に入れた活動の推進や現在の活動充実に向けた支援を行う。 ・コッソツ貯筋体操センターにおいて、介護予防に関わるイベントを検討し、コッソツ貯筋体操の更なる普及を図る。 ・地域のコッソツ貯筋体操会場の約半数を訪問し、各団体の現状把握に努め、活動を支援する。	介護高齢課	
施策内容：②早期発見・早期支援の推進											
47	乳幼児健康診査 による早期発見	乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病の早期発見や早期療育支援を行います。	・妊婦健診公費負担助成を継続する。 ・母子健康手帳交付時の、保健師全件面談により、支援の必要な事例について早期把握を行う。 ・医療機関連絡会を通じて、妊娠期から退院後まで切れ目ない支援を行う。	母子健康手帳交付を起点とした、妊娠期からの早期支援により、安心・安全な妊娠期を通し、出産を迎えることができる。	・医療機関との連絡会や、産婦健診を通じた情報共有等を継続する。 ・国で発達面が気になるなど、課題のあるお子さんについて、健診連絡票を活用した連携を継続する。 ・5歳児健診を実施し、健診後の子どもや保護者へのフォローアップマニュアルを作成する。	【実績】 ・医療機関（柏崎総合医療センター、長岡赤十字病院）との連絡会を計7回行い、延べ87件の情報共有を行った。 ・健診連絡票等を活用して、乳幼児健診後に128件の育児について情報共有を行った。 ・7月から5歳児健康診査を開始し、集団方式で18回、286人が受診した。このうち、フォローに必要な84人に対し、幼稚園・保育園、子育て支援課、子どもの発達支援課等と連携し、支援を行った。 【効果】 ・医療機関との連携により、必要な妊娠後タムリーな支援をすることができた。 ・5歳児健診の実施体制の構築の中で、医療機関、幼稚園・保育園、庁内関係課との連携を強化することができた。	・様々な課題を抱える方が安心して妊娠期から出産を迎えることができるよう、医療機関との連絡会や密な連携によりタイムリーな支援を継続する必要がある。 ・発達面の課題がある就園児の支援が、乳幼児健診を通じて効果的に行われるよう、引き続き健診連絡票を活用した園との連携体制を維持する必要がある。 ・5歳児健診の導入により、就学を見通した発達課題の気づき及び支援体制を構築する必要がある。	4	・妊娠から出産後までの医療機関との連絡会や随時の連絡体制を維持する。 ・母子手帳交付時の面談を強化し、気になる妊婦の早期発見、早期支援につなぐ。 ・乳児期から就学前までの乳幼児健診の体制を維持する。（1か月児、4か月児、6か月児、10か月児、1歳6か月児（内科・歯科）、3歳児、5歳児）	子育て支援課	
48	相談支援体制の 充実による早期 の支援	地域の特性や課題に応じた支え合いや見守りの体制を構築し、早期に相談できる体制づくりや家族への相談支援を強化するとともに、各種相談会の充実を図ります。	・地域ケア会議等で把握された課題の解決に向け、生活支援コーディネーターや地域関係者と協働し、支え合いの体制を構築する。 ・地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化し、早期の相談体制の充実を図る。	地域の特性や課題に応じた支え合いや見守りの体制を構築し、早期相談や家族が相談しやすい体制の強化が図られる。	・地域ケア会議は、地域の実情に応じた課題解決を通じて、地域での見守りや支え合いの活動が強化されるよう働きかける。 ・地域包括支援センターをはじめとする関係機関の連携を強化し、包括的相談支援体制を強化していく。	【実績】 ・全市で地域ケア会議を29回（個別会議21回、園域会議7回、推進会議1回）実施した。 ・地域包括支援センターでは、実3、932件、延べ4、479件の相談に対応した。また、地域住民に対し相談窓口の周知活動を178回、延べ1、890人を実施した。 【評価・効果】 ・地域ケア会議で、地域の現状・課題を共有し、地域住民を含めた支え合いや見守りの体制を検討することができた。 ・高齢者や高齢者を見守る地域関係者からの相談に対応することができた。	・複雑化、複合化する高齢者の相談は増えている。関係機関や専門職だけでなく、地域住民も含めた地域ケア会議を活用し、課題検討や解決に向けた取組が必要である。 ・地域包括支援センターの周知啓発は随時行っているが、早期の相談に至らない事例もあるため、関係機関と連携強化を継続する。	4	・地域ケア会議は、地域の実情に応じた課題解決を通じて、地域での見守りや支え合い活動の強化につながるよう支援を行う。 ・地域包括支援センターをはじめとする関係機関の連携を強化し、包括的相談支援体制を強化していく。	介護高齢課	
			・母子健康手帳交付等の際の、保健師の全件面談。 ・連携会議の定例実施(年12回)により、早期に支援対象者を把握する。 ・継続支援が必要な対象者に、支援プランを作成する。	子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期まで、心身における継続支援を行う事で、安心して出産・子育てができるようにする。	サポートプランの作成及びモニタリングを本格実施していく。	【実績】 母子手帳交付時の面談を312件実施した。妊娠婦支援会議面談で把握した情報から妊娠婦支援会議で支援の必要性を検討し、妊娠期からの早期支援を実施した。また、虐待予防の視点から児童福祉業務とも情報を共有し、変化する家庭の状況に応じ、関係機関とも連携した支援を実施した。サポートプランを27件作成した。 【効果】 妊娠婦支援会議やケース管理会議を定例的に行うことで、母子保健と児童福祉の両部門の視点から支援を検討し、タイムリーかつ計画的に支援を行うことができた。	多様化・複雑化する妊娠婦、子どもや家庭の課題・ニーズに応えるため、こども家庭センターの専門性を活かした途切れない支援を安定的に供給できる体制を維持する必要がある。	4	・早期に適切な支援が届くよう妊娠婦支援会議、合同ケース会議を定例的に実施し支援の方向性を確認する。 ・早期に相談につながるよう相談窓口の周知を継続する。	子育て支援課	
			早期療育事業利用児保護者が相談できる機会（担当職員による定期相談、保護者座談会、外部講師による研修、ペアレント・トレーニング等）の確保。	複数の保護者支援の機会があることで、保護者が安心して子育てでき、親子の愛着形成が図られる。	・担当職員による教室での定期相談、保護者座談会、外部講師による研修、ペアレント・トレーニング、らっこクラブを継続実施する。 ・令和7（2025）年度より、5歳児健診後フォロー相談会として、いるかクラブ（5歳児相談会）を実施予定である。	【実績】 ・各教室において担当職員との定期相談を実施し、計画的に保護者座談会を行った。 ・ペアレント・トレーニングは10世帯が受講した。らっこクラブは年間9回開催し、延べ12人、いるかクラブは年2回開催し、延べ2人の利用があった。 【評価・効果】 ・各種教室の充実により、保護者の不安軽減が図られた。	・担当職員の相談援助スキルの維持・向上が必要である。 ・ペアレント・トレーニングは1クールを継続的に出席できる方を対象としているため、参加者が限られてしまう。	4	・担当職員による教室での定期相談、保護者座談会、外部講師による研修、ペアレント・トレーニング、らっこクラブ、いるかクラブを継続実施する。	保育課	
49	難病の人への支援の充実	保健所や医療機関などと連携し、難病に関する情報を広く周知し、難病の人が必要なサービスを受けられるよう努めます。	保健所や医療機関などと連携し、難病に関する情報を広く周知する。	難病の人が必要なサービスを受けやすくなり、支援の充実が図られる。	保健所と連携し、難病の人が必要なサービスを受けられるよう、住民への情報提供等を行う。	【実績】 保健所や医療機関と連携し、難病の人の医療費助成制度や日常生活用具などの給付に関する相談に対応した。 【評価・効果】 関係機関と連携を図ることで、難病患者の支援を行うことができた。	特になし	4	保健所と連携し、難病の人が必要なサービスを受けられるよう、住民への情報提供等を行う。	福祉課	
施策内容：③精神保健・医療施策の充実											
50	精神疾患への理解と啓発活動	こころの病気や精神障がいに対する正しい理解と偏見の解消に向け、啓発活動を推進します。	家族会や自助グループ等の活動を市民に周知し、心の病気や精神障害者に対する理解促進に向けた啓発活動を推進する。	家族会や自助グループと連携し活動を推進することで、市民の精神疾患に対する理解を深め、当事者及び家族支援の充実を図る。	依存症の当事者や家族が支援につながるよう、自助グループの活動を市のホームページやイベント等で周知啓発する。	【実績】 ・アルコールの自助グループ活動（市内2か所）について、市のホームページに掲載し、周知した。	・自助グループの活動について、市のホームページ等に掲載し、継続して周知する必要がある。 ・依存症の相談時に自助グループを紹介し、参加につながるよう、自助グループとの連携を強める必要がある。	4	依存症の当事者や家族が支援につながるよう、自助グループの活動を市のホームページやイベント等で周知啓発する。	健康推進課	
50	精神疾患への理解と啓発活動	こころの病気や精神障がいに対する正しい理解と偏見の解消に向け、啓発活動を推進します。	家族会や自助グループ等の活動を市民に周知し、心の病気や精神障害者に対する理解促進に向けた啓発活動を推進する。	精神障害者に対する理解促進に向けた啓発を行い、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを推進する。	新潟県の精神障害者ピアサポート事業におけるリカバリー発表会」の柏崎地域のサテライト会場を設置し、当事者・家族から出席を得た。ピアサポートの意義や重要性を参加者と共有することができた。	・精神障がい者のピアサポート事業の「リカバリー発表会」の柏崎地域のサテライト会場を設置し、当事者・家族から出席を得た。ピアサポートの意義や重要性を参加者と共有することができた。	・ピアサポートのニーズを把握することができていない。 ・中越圏域において県のピアサポート事業を受託していた法人が、令和7（2025）年度をもって受託を終了することとなり、圏域としての継続した活動が難しい状況となっている。	4	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の協議の場である精神保健福祉連絡会等の活動を通じて、理解促進に向けた啓発の具体策を検討していく。	福祉課	

施策体系				概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和7（2025）年度の具体的取組	令和7（2025）年度の取組実績等	令和7（2025）年度の取組上の課題・問題点	R7年度 評価	令和8（2026）年度の具体的取組	担当所管		
			51	こころの病気の 早期発見と早期 治療の促進	こころの病気の早期発見と早期治療のため、市民対象の「こころのゲートキーパー」養成研修の実施や「こころの健康づくり」の周知に努めます。	・SOSを発信する力を早い時期に養うため、小・中学生に対する「SOSの出し方教育」の授業を充実させる。 ・地域、職域、関係機関と連携し、「こころの健康づくり」に関する相談窓口の周知、啓発活動、研修を推進する。 ・「柏崎市自殺対策行動計画改訂版」を基に取り組みを強化する。	・自殺者数、自殺率が減少する。 ・精神的不調を感じている方が早期に気づき、専門機関への相談や受診等、必要な行動がとれることで日常生活の維持、改善を図る。	地域、職域、関係課、関係機関と連携し、様々な世代に対して、こころの健康づくりや早期相談に関する啓発、ゲートキーパー研修を実施する。	【実績】 ・ゲートキーパー養成研修として、大学1校（76人）、高等学校1校（120人）、市職員3回（72人）、民生委員（新任）1回（90人）に実施した。 ・SOSの出し方教育を小学校7校（283人）、中学校3校（330人）に対して実施した。 ・SOSの受止め方研修会を小学校4校（48人）、中学校2校（29人）、中高一貫校（33人）に対して実施した。 ・柏崎市自殺対策市内実務者会議を7月2日、庁内推進会議を10月28日に開催し、自殺対策の全庁的な推進及び次期計画策定に取り組んだ。 ・こころの健康づくりや早期相談に関する啓発活動を、地域に対して2回（32人）、企業、団体に対して5回（213人）実施した。 ・事業所健診実施機関、柏崎地域産業保健センター等と連携し、こころの健康づくりに関する相談窓口を周知した。 【評価・効果】 ・様々な年代や対象に自殺予防に関する周知啓発を行うことができた。 ・関係機関や地域と連携し、幅広い年代に対し、こころの健康づくりや早期相談に関する啓発、相談窓口の周知を行うことができた。	令和6（2024）年は自殺者数が20人台に増加したが、令和7（2025）年は再び10人台に減少しており、引き続き動向を注視していく必要がある。こころの病気の早期発見・早期支援につなげるため、ゲートキーパー養成研修やこころの健康づくりに関する普及啓発等の取組を継続・強化していく必要がある。	4	地域、職域、関係課、関係機関と連携し、様々な世代に対して、こころの健康づくりや早期相談に関する啓発、ゲートキーパー養成研修を実施する。	健康推進課	
			52	精神障がいに関する相談支援体制の充実	医療機関、相談支援事業所等の関係機関と連携した相談支援体制の強化やひきこもり者の居場所の設置、就労支援の充実などにより専門的な相談支援を実施し、重症化予防を図ります。	・医療機関、相談支援事業所等、関係機関と連携し相談支援体制を強化する。 ・当事者の居場所の設置、就労支援の充実、8050問題における40代・50代の当事者の実態の把握と相談へのつなぎの強化。	相談支援の充実により専門的な相談支援が実施でき、重症化予防を図る。	【実績】 ・支援に結びついていない当事者や家族に向けた周知活動として、医療機関や薬局、コミュニティセンター、介護事業所などにリーフレットの設置を依頼し、必要に応じて関係機関などに事業説明を実施した。 ・継続的に77人のひきこもり当事者を支援し、年間1,566件の相談や対応を行った。当事者を対象に、隔週（実施回数20回）で居場所支援を行い、延べ45人の参加があった。また、当事者交流会を2か月に1回（実施回数5回）開催し、延べ30人の参加があった。家族の会は毎月（実施回数7回）開催し、延べ30人の家族が参加した。 ・関係機関や市内他課との連携は、医療機関67人、相談支援事業所・サービス事業所15人、就労支援機関20人、民生委員3人、学校教育課・学校2人、庁内他課25人、その他（保健所、警察など）16人となった。（重複あり） ・こころの健康相談について、延べ991件の相談（来所相談・訪問指導：実人員185人延べ486人、電話・メール：延べ505人）に対応した。必要時には、相談者の同意を得て、医療機関と調整して同行受診し、相談支援機関にサービス調整を依頼するなど、連携した支援を実施した。 【評価・効果】 ・新規のひきこもり当事者とその家族から相談があり、新たに13人の支援を開始した。また、支援を通して、就労や就職活動の開始、進学、専門機関へのつなぎなど、状況が改善した。 ・こころの健康相談では、個々の状況に応じて支援を行った。相談者が希望せず、多機関との連携支援に時間を要する場合もあるが、適切なタイミングで支援機関につなぎ、連携した支援により重症化を防いだ。	・ひきこもり当事者及び親の高齢化が進行し、8050事例が増加している。長期化の防止のため、若年層への早期支援が必要である。 ・相談内容や背景が年々多様化・複雑化しており、多機関による連携した対応が必要である。 ・こころの相談では、精神疾患や障害による生きづらさ、生活困窮等複数の課題を抱えた相談もあり、関係機関との連携した支援が求められている。	4	・市民への周知を図るため、ひきこもり支援事業・相談窓口の周知活動用ツールを刷新、手段も見直し、早期の支援・介入につなげる。 ・当事者のニーズに応じて就労支援や他機関へのつなぎを行い、当事者や家族が孤独・孤立せず生活できるように支援する。 ・重層的支援体制整備事業により、取りこぼしのない支援を行う。 ・こころの相談窓口の周知啓発を行い早期相談につなげるとともに、引き続き関係機関（医療機関、保健所、相談支援事業所等）と連携した支援を行う。	健康推進課		
			53	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が地域で生活するために必要な支援を行うため、保健、医療、福祉関係者が互いに連携しながら、地域における包括的なケアシステムの構築を目指す。	保健、医療、福祉関係者が互いに連携しながら、地域における包括的なケアシステムの構築を図る	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができる	柏崎刈羽地域自立支援協議会の精神保健福祉連絡会において、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて情報共有を行う。	【実績】 ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の精神保健福祉連絡会を3回開催し、柏崎刈羽地域における精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて現状を共有した。 【評価・効果】 柏崎刈羽地域における精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて現状を共有することができた。	・精神障がいのある方の地域での生活支援においては、住まいの確保や自立に向けた訓練の機会、地域の理解が重要であり、地域への普及啓発や関係機関との協議が必要である。 ・障がい福祉の分野だけでなく、様々な関係機関と連携して進めていく必要がある。また、各分野での保健や予防の視点で取組や課題を整理することが求められる。	3	柏崎刈羽地域自立支援協議会の精神保健福祉連絡会において、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて情報共有を行う。	福祉課	
			53	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が地域で生活するために必要な支援を行うため、保健、医療、福祉関係者が互いに連携しながら、地域における包括的なケアシステムの構築を目指す。	保健、医療、福祉関係者が互いに連携しながら、地域における包括的なケアシステムの構築を図る	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができる	柏崎刈羽地域自立支援協議会の精神保健福祉連絡会において、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて情報共有を行う。	【実績】 ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の精神保健福祉連絡会開催し、柏崎刈羽地域における精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて現状を共有した。 【評価・効果】 柏崎刈羽地域における精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて現状を共有することができた。	・精神障がいのある方の地域での生活支援においては、住まいの確保や自立に向けた訓練の機会、地域の理解が重要であり、地域への普及啓発や関係機関との協議が必要である。 ・障がい福祉の分野だけでなく、様々な関係機関と連携して進めていく必要がある。また、各分野での保健や予防の視点で取組や課題を整理することが求められる。	3	柏崎刈羽地域自立支援協議会の精神保健福祉連絡会において、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて情報共有を行う。	福祉課	
			基本施策：（2）療育・教育体制の充実											
			施策内容：①療育体制の充実											
			54	早期療育事業の 推進	発達に不安のある乳幼児及びその保護者が元気で実施する療育教室（児童発達支援、保育所等訪問支援）の実施。 ・乳幼児健診などで、子育てや子どもの発達に不安のある保護者を支援する「らっこクラブ」の実施。 ・心身の発達に不安を抱える園児の相談対応をする「キッズ・サポート」の実施。	・発達に不安のある乳幼児及びその保護者が、早期療育事業を活用して子どもの成長促進につながる。 ・保護者が事業や相談を利用しながら、安心して子育てができる。	・元気ででの療育教室及び訪問による園訪問支援の実施。 ・キッズ・サポートでは、クラス運営の支援及び要望に応じた再訪問を更に進める。	【実績】 ・早期療育事業を152人、延べ2,369人が利用した。延べ利用児の内訳はプレー教室及びたんぼ教室326人、さくらんぼ教室768人、ことばの相談室966人、いちご教室292人、保育所等訪問支援17人である。 ・キッズ・サポートは、対応件数65件（内クラス運営1件）、訪問園21園、訪問回数47回、保護者面談30回である。 【評価・効果】 ・教室と訪問の充実により、保護者の不安軽減が図られた。	・さくらんぼ教室の利用希望が増加しており、申込者全ての受け入れが難しい。 ・訪問依頼数が増加傾向であり、更に専門性が求められている。	4	・元気ででの療育教室及び訪問による園訪問支援の実施。 ・キッズ・サポートでは、園での支援に対する助言を行うとともに、希望に応じて保護者面談を行う。	保育課		
			55	療育専門機関などとの連携強化	就学相談への協力や医療（リハビリテーション担当者や該当医師）との情報交換などにより、医療、教育などとの連携強化を図ります。	新潟病院との療育情報交換会の実施。	・就学前の受診先として診断・リハビリをされ、令和7（2025）年度は定期的な情報交換会の開催は難しい状況となったが、必要時には迅速に検討会を開催できるように、支援者間で連携体制を整えておく。 ・医療と療育支援の連携体制が強化される。	【実績】 ・新潟病院の体制（医師の業務量の増加）等により、定期的な情報交換会の開催は難しくなった。 ※必要時には情報交換会を開催できる体制を継続して整えている。 【評価】 ・必要に応じて情報交換会を実施していく。	・対象者の情報共有が必要な場合には、タイムリーな情報交換会の開催が求められている。	4	・必要時には迅速に検討会を開催できるように、支援者間で連携体制を整えておく。	保育課		
			56	発達障がい児者への支援体制の充実	乳幼児期から学齢期、さらに学校卒業後の青年期に至るまで一貫した相談及び支援を行う体制を関係機関や相談支援事業所などと連携して行います。	・早期療育事業利用児について次の支援先への引継ぎの実施（就園先、就学先、通級指導教室等）。 ・早期療育事業利用児保護者が相談できる機会（担当職員による定期相談、保護者座談会、外部講師による研修、ペアレント・トレーニング等）の確保。	・移行期に引継ぎを実施することで、途切れない支援につながる。 ・複数の保護者支援の機会があることで、保護者が安心して子育てでき、継続した支援を受けられる。	【実績】 ・早期療育事業（児童発達支援事業）利用児については、担当職員から次の支援先（就園先、就学先、通級指導教室）に引継ぎを行った。 【評価】 ・移行期に確実な引継ぎを実施することで、途切れない支援ができた。	・支援者スキルの維持・向上が求められている。	4	・早期療育事業利用児について、次の支援者（就園先、就学先、通級指導教室等）への確実な引継ぎの実施。	保育課		
			56	発達障がい児者への支援体制の充実	乳幼児期から学齢期、さらに学校卒業後の青年期に至るまで一貫した相談及び支援を行う体制を関係機関や相談支援事業所などと連携して行います。	・早期療育事業利用児について次の支援先への引継ぎの実施（就園先、就学先、通級指導教室等）の確保。	・移行期に引継ぎを実施することで、途切れない支援につながる。 ・複数の保護者支援の機会があることで、保護者が安心して子育てでき、継続した支援を受けられる。	【実績】 ・柏崎市における相談支援体制について、「発達障がいに係る相談窓口等について」の報告書を通して、各窓口担当者と共有した。 【評価・効果】 「発達障がいに係る相談窓口等について」を担当者間で共有することで、庁内及び相談支援事業所の相談支援体制が明確となった。	柏崎市では発達障がい者に特化した相談窓口は開設していないため、各窓口担当者名と相談方法等について共有している状態である。 ライフステージが変わる際に各相談窓口が連携し、途切れない支援を継続して行う必要がある。	4	発達障がい者が相談しやすいように、乳幼児期、学齢期から卒後の青年期まで、関係機関や相談支援事業所などと連携し、相談支援を提供できる体制を提供する。	福祉課		

施策体系				概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和7（2025）年度の具体的取組	令和7（2025）年度の実績等	令和7（2025）年度の実績上の課題・問題点	R7年度 評価	令和8（2026）年度の実績上の課題・問題点	令和8（2026）年度の実績等	担当部署
57	特別な支援が必要 な障がいのある 児童に対する 支援体制の整備	重症心身障がい児や医療的ケア児の 支援においては、その人数やニーズの現 状、支援体制について、柏崎刈羽地域 自立支援協議会などを活用し、把握と 支援に努めます。	柏崎刈羽地域自立支援協議会などを活用し、 ニーズの現状や人数、支援体制について把握 し、体制整備を進める	重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい 児が身近な地域で適切な支援を受けられる。	定期的に柏崎刈羽地域自立支援協議会（子ども部 会）などを活用し、ニーズの現状や人数、支援体制 について把握し、体制整備を進める ・医療的コーディネーターの設置に向け、関係機 関・部署と連携を図り協議を進める。	【実績】 ・子ども部会を年3回開催した。 ・医療的ケア児の支援に向けた関係者による協議を行った。 ・はまなす特別支援学校の登校前支援の受入拡充に係る協議を行 った。 【評価】 ・医療的ケア児等に関する就学前の支援体制に係る行政内の役 割を明確化した。 ・はまなす特別支援学校の登校前支援の受入への拡充（令和8 （2026）年度から1か所増設）を図ることができた。 ・途切れのない療育支援の体制強化に係る全体像を部会メン バー内で共有した。	医療的ケア児の支援に向けた関係者による協議を行ったが、保 育園の受入れが出来ない状況にあるため、医療的ケア児の受入 体制の整備等を行っていく必要がある。	3	・障がい児の支援体制の強化に係る協議（子ども 未来部 ・教育委員会・福祉保健部の行政及び事業所との 連携） ・保育園、学校等の医療的ケア児の受入体制の協 議 ・重症心身障がい児の受入体制の確保に係る協議 （児童発達支援、放課後等サービス） ・途切れのない療育支援の体制強化に係る協議	福祉課			
					重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児を 受け入れるための体制確保に取り組む。	【実績】 ・保育園入園に関する問い合わせはあったが、実際に医療的ケ アが必要な園児はいなかった。 ・たんぽぽ教室での医療的ケア児の受け入れ態勢を整備し10月 から受け入れを開始した。 【評価】 ・保護者との面談や関係者との情報共有を通じて、医療的ケア が必要な園児の情報を把握することができた ・医療的ケア児の身近な場での支援体制が確保でき子どもの成 長と保護者支援が図られた。	・保育園での医療的ケア受け入れに向けて、看護師等の人材確 保を含めた園の体制強化が必要である。 ・重症心身障がい児・医療的ケア児及びその家族等への適切な 支援が求められている。	4	重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児 を受け入れるための体制確保に取り組む。	保育課			
	特別な支援が必要 な障がいのある 児童に対する 支援体制の整備	重症心身障がい児や医療的ケア児の 支援においては、その人数やニーズの現 状、支援体制について、柏崎刈羽地域 自立支援協議会などを活用し、把握と 支援に努めます。	柏崎刈羽地域自立支援協議会などを活用し、 ニーズの現状や人数、支援体制について把握 し、体制整備を進める	重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい 児が身近な地域で適切な支援を受けられる。	重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児が 適切な支援を受けられるよう、今後も柏崎刈羽地域 障害者自立支援協議会等からの情報の把握に努め る。	【実績】 ・医療的ケア児に対する支援体制について関係課で協議し、体制 を整備した。 【評価・成果】 ・医療的ケア児への支援体制が整備され、役割が明確化され た。	・重症心身障がい児・医療的ケア児及びその家族等への適切な 支援が求められている。	4	重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児 が適切な支援を受けられるよう、今後も柏崎刈羽 地域障害者自立支援協議会等からの情報の把握に 努める。	保育課			
					重症心身障害児や医療的ケア児の教育的ニーズの整 理を具体的に行う。	重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズの現状、支援体 制について、柏崎刈羽自立支援協議会などを通して把握を行っ た。	県や他自治体の医療的ケアガイドラインを参考に、今後の医療 的ケア児の受入等について具体的に検討を進める必要がある。	4	県や他自治体の医療的ケアガイドラインを参考に、今後の医療 的ケア児の受入等について具体的に検討を進める必要がある。	学校教育課			
施策内容：②保育・教育の充実													
58	園児・児童支援 の充実	障がいのある乳幼児とその保護者支援 の充実を図るため、園職員などへの研 修を実施し、障がいの理解と支援体制 の向上を図ります。また、障がいのある 園児・児童に対し、職員が必要な支 援を提供し、保護者が安心して預けら れるよう努めます。	障がいをもつ児童への個別の対応を行い、必要 な支援を提供する施設を増やし、全ての保護者 が安心して預けられるようにする。	障がいをもつ児童への個別の対応を行い、必要 な支援を提供する施設を増やし、全ての保護者 が安心して預けられるようにする。	・身辺自立し、集団生活に支障がない障がいのある 児童の受入れを引き続き実施する。 ・支援員の資質向上を図るため、受託者と連携しな がら各種研修を実施する。 ・支援度が高い児童の放課後の居場所について、放 課後等デイサービスを所管する福祉課と情報共有を 行う。	【実績】 ・令和8（2026）年度の利用許可の判断に当たり、集団生活 に大きな支障はないが、配慮が必要とする児童（新規対象者 12名）の保護者と事前面談を実施し、あらかじめ対象児童の 特性を把握した上で全員の受入れを行った。 ・児童クラブ運営委託事業者が「特性のある児童への対応につ いて」の研修を独自に実施した。また、新潟県が主催する「放 課後児童支援員等資質向上研修」に29名の支援員が受講し た。 ・児童クラブと放課後等デイサービスを併用する児童につ いて、それぞれの施設での様子を把握するため、定期的に対面 による情報共有を行った。 【効果】 ・支援が必要な児童の受入れに当たり、保護者と事前に面談を 実施したことにより、相互理解を深め、必要な配慮を取り入れ た上で支援することができた。 ・研修の中で、特性のある児童の対応についての知識を深める ことができたことにより、支援員の資質向上を図ることができ た。	・保護者と事前面談を実施し、集団生活に支障がないと判断で きた児童の受入れを行っているが、気持ちが不安定になった児 童が徐々に増えてくる（静養室など）がないクラブ がほとんどであり、対象児童の対応に苦慮することがある。 ・配慮が必要にもかかわらず、利用申請時に保護者からの自己 申告がなく、4月に受け入れを行ってから、知り得るケースが あり、対応に苦慮することがある。 ・職員体制について、配慮が必要な児童の受入れを積極的に 行うに当たり、各施設の配置職員の増員の検討が急務である。 ・児童の特性や、児童クラブの設備、職員配置の観点から受け 入れが難しい場合には、放課後等デイサービスなどの利用を促 していく必要があることから、同施設や所管する福祉課との連 携は、引き続き重要である。	4	・配慮が必要な児童を積極的に受入れするため、 体制の整備を進めていく。 ・支援員の資質向上を図るため、受託者と連携し ながら各種研修を実施する。 ・支援度が高い児童の放課後の居場所について、 放課後等デイサービスを所管する福祉課と情報共 有を行う。	子育て支援課			
					・支援機関を対象とした「療育支援者研修会」 の実施。 ・児童発達支援にあたるスタッフへの研修。 ・「キッズ・サポート」や「保育所等訪問支 援」による園職員の理解と支援体制の向上を図 る。	・研修の機会があることで、療育支援に対する 理解が深まる。 ・「キッズ・サポート」や「保育所等訪問支 援」による具体的な支援の積み重ねにより、保 育園・幼稚園職員の知識の資質向上が図られ る。	・療育教室やキッズ・サポートを通して、園の現状 に即した情報提供ができる研修会を企画する。 ・市内全園を対象に、クラス運営についての訪問相 談の実施及び手順について周知を行う。	【実績】 ・療育支援者研修会には、各園等より51人の参加があった。 ・キッズ・サポートは、対応件数65件（内クラス運営1 件）、訪問園21園、訪問回数47回、保護者面談を30回実 施した。 【評価・効果】 ・研修やキッズサポートでの助言により園職員の資質向上に寄 与した。	・園の職員が、日々の対応に活かせるような内容を検討し、 ニーズに合った研修の機会を提供する必要がある。	4	・障がいの理解と支援体制の向上を図るため、研 修会を実施する。 ・キッズサポートで助言することで園職員の資質 向上を図る。	保育課	
					・幼稚園・保育園訪問巡回相談「キッズ・サ ポート」の利用により、障害児保育に対する園 機能の向上を図る。 ・研修会や事例発表等を実施し、園職員の質の 向上を図る。		障害児の支援について、幼稚園・保育園ごと に対応についてのコーディネートができるよう園 機能の向上が図られる。	・関係部署との連携により、市内全園を対象とした 訪問支援を継続実施する。また、相談内容に応じ て複数回の訪問相談を実施する。 ・実際に対応する職員の見解を聞き取りながら、療 育支援者研修会及び介助員研修の回数や内容を検討 していく。	・キッズ・サポートは、対応件数65件（内クラス運営1 件）、訪問園21園、訪問回数47回、保護者面談30回実 施した。 【評価・効果】 ・キッズサポートの利用により、幼稚園・保育園の支援が必要 な子に対する理解と支援機能の向上が図られた。 ・職員のスキルアップを図ることにより、現場での様々な事象 への対応力の向上が図られた。	・愛着障害など複雑な依頼に対応するため、人材の育成が必要 である。 ・研修会は、参加者に好評価を得ており、実際の支援に即した テーマ選択が必要である。	4	・関係部署との連携により、市内全園を対象とし た訪問支援を継続実施する。 ・実際に対応する職員の見解を聞き取りながら、 療育支援者研修会及び介助員研修の回数や内容を 検討していく。	保育課
	59	教育関係機関と 連携した支援体 制の充実	専門家チームによる幼稚園、保育園な どへの訪問を充実させ、相談支援体制 が効率よく機能できるよう、関係機関 との更なる連携に努めます。	相談支援体制が効率よく機能できるよう、関係 機関の更なる連携（情報の共有）を図る。	関係機関との連携により、支援が一元化され る。	・定例会を通して参加部署間の情報の共有を図り、 一貫した支援体制の構築を図る。	【実績】 ・キッズ・サポートの専門員による定例会を年間8回実施し た。 【評価・効果】 ・専門員として教育委員会から3名が出席して、関係部署とケ ース検討を含めた情報交換を行い、乳幼児から学齢期の連携強化 を図ることができた。	・教育委員会の職員と乳幼児担当部署の職員が、訪問相談を通 じて支援方法やケースについての情報交換をしていく必要がある。 ・研修会は、参加者に好評価を得ており、実際の支援に即した テーマ選択が必要である。	4	・定例会を通して参加部署間の情報の共有を図 り、一貫した支援体制の構築を図る。	保育課		
			関係課と協力連携しての「キッズ・サポート」 の実施。	関係課の事業協力により視野が広がり、先を見 据えた支援や途切れのない支援が行える。	・園の要望に応じて、再訪問を実施していく体制 の構築。クラス運営についての訪問相談を市内全園 を対象に実施する。	【実績】 ・市内21園から65件の依頼があった（内1件はクラス運営 の依頼）。訪問回数47回、保護者面談30回実施した。 【評価・効果】 ・子どもに係る専門的な部署が訪問相談することで、子どもの 特性に応じた相談やクラス運営についての専門的な情報の提供 をすることができた。	園からの依頼内容は、多岐にわたるため、関係部署の理解と協 力、訪問相談員の更なる専門性が必要。	4	・園の要望に応じて、再訪問を実施していく体制 の構築。クラス運営についての訪問相談を市内全 園を対象に実施する。	保育課			

施策体系		概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和7（2025）年度の具体的取組	令和7（2025）年度の実績等	令和7（2025）年度の実績等	令和7（2025）年度の実績等	R7年度 評価	令和8（2026）年度の実績等	担当所管
施策内容：③特別支援教育の充実											
60	教育体制の整備・充実	特別支援教育部会における適正な就学判断や支援を要する児童生徒の個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成とその活用を行います。また、各校の実践内容について情報交換し、適切な指導・支援につなげていきます。	全ての中学校区で特別支援教育部会を年2回以上設定し、在籍学級にかかわらず、支援を要する児童生徒の個別の指導計画を作成とその活用について、各校の実践を情報交換し、適切な指導・支援につなげる。	各中学校区における特別支援教育部会を通して、個別の指導計画の活用について検討し、個別の指導計画を活用した適切な指導・支援につなげる。	研修や情報交換を通して、各校の特別支援教育における学校体制づくりを推進する。	中学校区を基に4つのグループを構成し、年2回のグループによる特別支援教育部会を開催した。また、個別の指導計画の活用につなぐ研修会を実施した。	特別支援教育における学校体制づくりについては、引き続き研修や情報交換を通して推進していく必要がある。	4	研修や情報交換を通して、各校の特別支援教育における学校体制づくりを推進する。	学校教育課	
		相談員や臨床心理士による学校訪問や支援会議への出席などを通じ、関係機関との連携を図りながら、義務教育終了後も継続して児童生徒の状況や保護者の希望に応じた支援が行えるよう努めます。	・親支援プログラム（発達障害理解講座）の継続実施。 ・保護者支援のメニューを充実させる。	保護者に対して発達障害について学ぶ場や機会を増やす。	親支援プログラムの継続実施と対象拡大（維持）、3回の講座の中でより充実したプログラムを検討・実施する。また、ホームページを活用し、参加できなかった保護者についても情報提供できるように取組を行う。	【実績】 ・親支援プログラムを年3回、延べ35名の保護者を対象に実施した。1、2回目は発達障がいと不登校がテーマの座談会を行い、3回目は学校教育課副主幹と臨床心理士の2名より、講義と事前質問に回答する形式の対談を行った。 ・対象範囲を市内小中学生の家族に拡大し、市ホームページや学校関係者向けグループウェア、SNS等で周知したことにより、多くの保護者に対してプログラムの提供ができた。 ・研修資料をホームページに掲載することで、参加できなかった保護者も内容を把握できる取組を実施した。 【評価・効果】 ・実施後のアンケートでは回答者33名のうち、「満足」22名、「やや満足」11名の評価で参加者の満足度は高かったと推察できる。	対象を市内小中学生の児童生徒の家族にまで拡大したことで、発達障害について学ぶ場・機会の拡大が図れたが、保護者ごとのニーズの異なりにより、プログラムの展開にはより一層の配慮と工夫が必要となる。	4	・親支援プログラムの継続実施と対象維持、3回の講座の中でより充実したプログラムを検討・実施する。 ・保護者が参加しやすいよう開催時期や申込方法を検討する。ホームページを活用し、参加できなかった保護者についても情報提供できるように取組を行う。	学校教育課	
		地域資源の状況や卒業後のサービス利用見込を学校と就労支援事業所とで情報共有を図りながら、特別支援教育コーディネーターが関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成及び活用を行います。	特別支援学校や相談支援機関、福祉作業所等についての情報提供を行い、特別支援教育コーディネーターが関係機関と連携しながら個別の教育支援計画を作成・活用できるようにする。	特別支援教育コーディネーターが市内の特別支援学校や相談支援機関等の関係機関について情報を共有することで、関係機関と連携しながら個別の支援計画を活用するようになる。	柏崎市内の関係機関の確認や連携方法について共通理解を図る。	市内の特別支援学校の教員や高等学校の特別支援教育コーディネーターの教員を講師に研修会を行った。各校の特別支援教育コーディネーターが受講することでそれぞれの学校の特徴や進路について理解し、対象児童生徒の進路指導や教育相談に生かすことができた。	教員の異動に伴い、初めて特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターを務める教員もいるので、継続した取組が必要である。	4	全ての市立小・中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に計画訪問を行い、各校のニーズに応じた支援を行う。	学校教育課	
基本方針4：本人の意思を尊重した社会参加の促進											
基本施策：（1）雇用の促進・就労支援											
施策内容：①障がい者雇用の促進											
63	障がい者雇用の理解促進	ハローワークなど関係機関との連携を図り、障がい者を雇用している企業への見学会の実施や事業所の取組を促進する情報発信を行います。	障害者の実習先を増加するため、企業訪問や周知啓発を継続的に実施する。	・企業訪問数の増加 ・実習機会の増加	職場見学や実習機会の拡充を図り、一般就労への移行者を増加させるため、関係機関・部局と連携しながら、企業に対する障がい者雇用の意識啓発を継続して進めていく。	【実績】 令和7（2025）年9月～12月まで障がい者活躍推進セミナー開催に向けたプロジェクト活動を計5回実施した。また、商業観光課、ハローワークと連携・協働し、令和7（2025）年11月11日に「2025かしわざき障がい者活躍推進セミナー」を開催した。（参加者：延べ40人） 【評価・効果】 ・セミナーのテーマに掲げていた「チーム支援」の有用性をアピールしたことで、障がい者雇用に取り組んでいる企業にとっても未実施の企業にとっても、障がい者雇用の意義や必要性について理解する貴重な機会となった。 ・企業と福祉事業所、障がい者活躍推進アドバイザーが直接交流を行い、自社の悩みや課題等を共有したり、効果的なアドバイスを交わしたりしたことで、今後の実習機会の獲得や一般就労への移行につながる第一歩となった。	・法定雇用率未達成企業や障がい者雇用を行っていない企業の参加率の低さが課題である。セミナーのテーマ設定やセミナー開催前後のフォロー、参加者を増やすための仕掛けづくり等、工夫をしていく必要がある。 ・障がい者活躍推進アドバイザー（商業観光課主管）の積極的な活用に向けた働き掛けを継続して行う必要がある。セミナーの開催を通して、障がい者雇用に係るアドバイザーの活用事例を少しずつでも増加させることが大切であると考ええる。	4	・庁内外の関係部署及び関係機関と協働し、企業とのつながりの強化や理解促進を目的としたセミナー等を開催する。 ・人材不足解消や職場の多様性推進に向けて、企業への障がい者雇用に対する理解啓発を図るとともに、障害のある方の中からより多くの方が希望する就労につながるよう、セミナーにおける効果的な内容を協議・検討していく。	福祉課	
				・障害がい者雇用の増加 ・雇用率達成企業割合の上昇	・障がい者雇用に関するセミナーを実施し、障がい者雇用促進に向けて意識啓発を図る。 ・ホームページを活用して、障がい者雇用に取り組む企業の事例紹介や福祉事業所の紹介を継続して実施する。 ・企業訪問や説明会等でアドバイザー事業について周知を行う。 ・アドバイザー派遣の受付窓口を市に変更し、企業からの相談内容に対し実情に即した支援を行う。	【実績】 ・ホームページを活用し、障がい者雇用の進め方や市内企業の採用事例を紹介するとともに、福祉事業所の活動について周知した。 ・企業訪問や説明会等で障がい者活躍推進アドバイザー事業について周知した。 ・アドバイザー事業所において就労現場の見学受け入れを行い、雇用に向けた相談支援を実施した（1件）。 ・ハローワーク柏崎や市内事業所等と連携し、「2025かしわざき障がい者活躍推進セミナー」を開催した。 <セミナー参加実績> ・障がい者活躍推進アドバイザー：3事業所（㈱WithYou、㈱テック実沢、㈱柏崎対沼福祉事業協会） ・企業等：15社（法定雇用率未達成企業：4社） ・就労支援機関：2事業所（障がい者就労・生活支援センターこしじ、ハローワーク柏崎） ・教育機関：1機関（新潟県立柏崎特別支援学校） ・福祉事業所：6事業所 【効果・評価】 ・セミナーにおける市内事業所の採用事例の発表を通じて、障がい者雇用を企業にとって身近なものとして捉えてもらう機会となり、障がい者雇用の意義や必要性に対する理解促進につながった。 また、アドバイザー制度の周知により、企業に対する支援体制の理解向上が図られた。 ・市ホームページを活用して採用事例の紹介やアドバイザー事業、関係機関に関する情報発信を行うことで、企業に対し障がい者雇用の理解促進につながった。	・障がい者活躍推進アドバイザー（商業観光課主管）の積極的な活用に向けた働き掛けを継続して行う必要がある。セミナーの開催を通して、障がい者雇用に係るアドバイザーの活用事例を少しずつでも増加させることが大切であると考ええる。 ・障がい者雇用の理解促進を図るため、ホームページを活用して障がい者雇用に取り組んでいる企業の事例を掲載し、理解促進を図る必要がある。 ・セミナー参加企業の拡大に向け、関係機関と連携しながら、内容や周知方法を工夫するとともに、参加企業に対する継続的なフォロー体制を構築する必要がある。	4	・障がい者の活躍推進のためのセミナーを実施する。 ・ホームページを活用して、障がい者活躍に取り組む企業の事例紹介を継続して実施する。	商業観光課	
			隔年に申請書を受理する、建設工事の入札参加資格審査において、引き続き法定雇用率を満たす入札参加資格者に評点の加算を行う。	建設工事の市内本店業者で法定雇用率を満たす業者数を、令和元（2019）年度時点の実績より1者でも増加させる。	令和9（2027）・10（2028）年度分の建設工事入札参加資格審査（定時申請）において、引き続き法定雇用率を満たす入札参加資格者に評点の加算を行うとともに、障がい者雇用の促進、登録時の優位性について周知に努める。	令和9・10年度分の建設工事入札参加申請（定時申請）の受付は、令和8(2026)年度実施予定であり、引き続き法定雇用率を満たす入札参加資格者に評点の加算を行うとともに、障がい者雇用の促進、登録時の優位性について周知に努める。 令和7(2025)年度中における令和7・8年度分の建設工事入札参加資格の新規の随時申請は18件、うち5件で評点の加算を実施した。期中の登録合計607件のうち140件(23.1%)に評点を加算した。	建設工事の市外の資格登録者と比較した場合、市内の登録資格者は、障がい者雇用の評点加算を受けている割合が低い状況であり、市内他事業の雇用状況と同様、建設工事関係でも障がい者の雇用が進んでいるとはいえない状況が見て取れる。	4	令和9（2027）・10（2028）年度分の建設工事入札参加資格審査（定時申請）において、引き続き法定雇用率を満たす入札参加資格者に評点の加算を行うとともに、障がい者雇用の促進、入札参加資格登録時の優位性について周知に努める。	契約検査課	
64	助成制度の周知と利用促進	障害者トライアル雇用助成金などの制度について、利用の促進及び周知を図ります。	トライアル雇用奨励金制度に市も一部上乗せて助成を行うことで、制度の普及を図る（現在の要綱上は令和8（2026）年度までの実施）。	・実習受入先企業の増加 ・障害がい者理解による障害がい者雇用の促進 ・障害がい者雇用の求人増加	・ハローワーク柏崎の協力を得ながら、助成金の周知活動を行う。 ・国の「障害者トライアル雇用」助成制度についての周知活動を行う。	【実績】 ハローワーク柏崎の窓口でのチラシの配布や、ホームページで助成金の制度について周知を図った。 【効果・実績】 市「トライアル雇用助成金」を4事業所（4名）に交付を行い、継続雇用につながった。	引き続き、助成金についての周知を行うとともに、国の障害者トライアルコースについても周知を行う。	5	・ハローワーク柏崎の協力を得ながら、「市トライアル雇用助成金」の周知と利用促進を図る、雇用企業に助成を行う。 ・国の「障害者トライアル雇用」助成制度についての周知活動を行う。	商業観光課	

施策体系				概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和7（2025）年度の具体的取組	令和7（2025）年度の実績等	令和7（2025）年度の実績等	令和7（2025）年度の実績等	R7年度 評価	令和8（2026）年度の実績等	担当所管
65	障がい者の職員 採用		障がい者が活躍できる場を確保し、引き続き、障がい者雇用枠を設けた採用試験を行います。	障がい者である職員の退職状況を見極めながら職員採用試験を実施する。	法定雇用率を確保する。	正職員及び非常勤職員の障がい者枠による採用試験を引き続き実施する。 また、職場実習生の受入れやその後の正式雇用について、配属方針に基づき進めていく。	【実績】 ・正職員の採用：障がい者枠による試験 →3名受検、採用なし ・非常勤職員（事務補助）の採用：障がい者枠による試験 →1名受検、1名採用 ・非常勤職員（事務補助）の採用：職場実習生の正式雇用 →1名受検、1名採用 ・職場実習生の受入れ：4名受入れ ・職場定着を図るため、ジョブコーチ業務を外部委託した 【評価・効果】 正職員の採用では、前年度同様に障がい者枠を設けたが、新規採用につなげることができなかった。一方で、他課との連携により、職場実習生を正式雇用（事務補助、清掃業務）につなげることができた。 また、ジョブコーチによる定期的な支援により、職場定着が図られた。 【アウトカム】 法定雇用率2.8%に対し、実雇用率（令和7（2025）年12月31日時点）は2.62%であった。	職場実習後に雇用する非常勤職員については、様々な業務を経験させ、業務適性を見極めることとしているが、新たな業務切り出しやスケジュール調整に課題を感じている。	3	正職員及び非常勤職員の障がい者枠による採用試験を引き続き実施する。 また、職場実習生の受入れやその後の正式雇用について、配属方針に基づき進めていく。	人事課		
66	職場体験などの 機会の拡充		市役所や関係機関などにおける職場体験の実習の場を拡充し、社会参加、自立と就労に向けての必要な力を身に蓄ける機会を支援していきます。	職場体験や実習機会を従事するため民間事業者へ障がい者に関する周知や実習等の働きかけを行う	作業体験や実習機会の拡大により、能力が向上し一般就労への意欲が高まり一般就労、社会参加、自立につながる	社会参加、自立と就労に向けた必要な力を身に蓄ける機会として、市役所における職場体験実習の受け入れ及び学校において可能な業務を切り出し、簡易作業体験実施に協力する。	【実績】 新潟県立柏崎特別支援学校の高等部生徒の職場体験実習について市役所庁舎内において封入作業や仕付作業を行った。また、学校の授業の一環として、市役所業務に取り組む機会を提供した。 【評価・効果】 特別支援学校生徒の社会参加、自立や就労に向けた活動を支援することができた。	職場体験については、事前打ち合わせを行い、実習生の状況や体調等に配慮しながら、職場体験を通じて就業イメージをつかめるように取り組む必要がある。簡易作業体験については、各生徒の実情に合わせて取組ができるような様々な業務（作業）を準備することが望ましい。	4	社会参加、自立と就労に向けた必要な力を身に蓄ける機会として、市役所における職場体験実習の受け入れ及び学校において可能な業務を切り出し、簡易作業体験実施に協力する。	福祉課		
施策内容：②就労に対する支援体制の充実													
67	就労移行支援・ 就労継続支援事業 の充実		就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練や一般就労への意欲の高揚を図りながら、一人ひとりの特性に応じた必要な支援を行います。	利用者の能力に合わせた適正なサービスの提供の継続	就労支援事業所からの一般就労の割合の増加	障がいのある人が住み慣れた地域で日常生活を送るための日中活動の場を確保できるよう、障害福祉サービス事業所や関係機関との情報共有を行いながら、適切なサービス提供体制の構築を進める。	【実績】 平均利用者数（3月～2月） 就労移行支援 11人（前年度14人） 就労継続支援（A型） 22人（ Ⅱ 19人） 就労継続支援（B型） 234人（ Ⅱ 224人） 就労定着支援 12人（ Ⅱ 14人） 【評価・効果】 ・就労継続支援A型・B型の利用者が増加した。サービス提供体制が充実し、障害のある人の就労機会の選択の幅が広がっている。また、新たに就労継続支援を開始した事業所が1か所あり、今後、利用者の新たな選択肢の一つとなることが期待される。 ・福祉施設から一般就労への移行者が、令和6（2024）年度実績5人から15人に増加した。	就労継続支援A型・B型は利用者の増加が見られるが、就労移行支援、就労定着支援利用者はやや減少傾向にある。就労継続支援事業所から企業などへの移行を目指した支援を充実させることが求められる。	4	障がいのある人が住み慣れた地域で日常生活を送るための日中活動の場を確保するとともに、個々の実態に合わせた就労などに向けた支援ができるよう、障害福祉サービス事業所や関係機関との情報共有を行いながら、適切なサービス提供体制の構築を進める。	福祉課		
68	職業訓練などの 充実		ハローワークやテクノスクールと協力した職業訓練の推進を行うとともに、企業に対して障がい者活躍推進アドバイザーの利用を促します。	・関係機関に対して職業訓練の周知を行う。 ・企業に対して障がい者活躍推進アドバイザー事業の利用を促す。	・職業訓練の利用の増加 ・障がい者活躍推進アドバイザー事業の利用の増加	・アドバイザー事業の周知活動及び定期的な情報交換会の実施。 ・ハローワークやテクノスクール、ワークサポートと連携しながら、広報かしわざきやホームページ、チラシ等で職業訓練の募集記事を掲載し、周知する。	【実績】 ・障がい者活躍推進アドバイザー事業について、広報、ホームページ及びチラシ等により周知を行い、1件の利用につながった。 ・アドバイザーの情報交換会を実施し、アドバイザー事業や障がい者雇用について意見交換を行った。 ・上越テクノスクールでの障がい者を対象とした職業訓練は実施がなかったため、一般向け職業訓練に関する情報提供を行った。 【効果・評価】 アドバイザー事業所において、障がい者雇用を検討している企業経営者の見学受入れを行い、業務内容を踏まえた相談支援を行うことで、雇用に向けた企業の取組促進につながった。 また、アドバイザー情報交換会にハローワークも参加し管内の障がい者雇用の現状を踏まえながら、アドバイザー事業の活用促進に向けた課題や支援の方向性を共有することで、市、アドバイザー及びハローワークの連携強化につながった。	障がい者雇用の促進を図るため、助言や相談を必要とする企業がアドバイザー事業を活用できるよう、企業訪問などを通じて事業周知をし、活用を促進していく必要がある。	3	・アドバイザー事業の周知活動の実施。 ・テクノスクールと連携しながら、職業訓練の募集記事を掲載し、周知する。	商業観光課		
69	障害者優先調達 推進法の積極的 な取組		「柏崎市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を毎年度策定し、同方針に基づき、障がい者就労施設などからの物品や役務の調達を推進します。	・制度周知を継続して実施する。 ・障害者就労施設等へ発注可能な物品や、提供可能な役務の情報収集しマッチングを行う。	現在の調達実績を維持しながら、新たな障害者就労施設等への受注確保を目指す。	・PRパンフレットを更新・発行し、引き続き庁内各課に優先調達を検討してもらうためのツールとする。 ・来年度予算要求前に、市職員を対象とした優先調達推進に係る説明会を開催し、来年度予算における優先調達関連科目の増額を目指す。また、開催内容は就労部会等で協議を行う。 ・市内での福祉事業所合同販売会を企画・開催するだけでなく、「収穫祭（主管：農林水産課）」のような既存イベントとコラボし、福祉事業所が地域イベントに積極的に参加していけるよう機会を設定する。	【実績】 ・柏崎刈羽地域の障害者就労施設等で取り扱っている物品・役務の情報を取りまとめた庁内向けPRパンフレットを更新し、庁内各課に情報発信した。 ・令和7（2025）年10月8日、「今後優先調達を新たに検討している課の職員」及び「優先調達業務の受託を本格的に考えている施設等」を対象に、優先調達推進に関する説明会を開催した。（市職員：9課 11人、施設等：6施設 9人） ・令和7（2025）年10月26日、市内の就労支援事業所（4事業所）が「秋の収穫祭」へ参加した。 ・令和7（2025）年12月22日・23日、「チャレンジクリスマスマーケット2025」を開催し、柏崎刈羽地域の就労系福祉事業所（8事業所延べ32人）がクリスマス商品や自事業所の搾製品等を販売した。 【評価・効果】 ・現在の優先調達実績を安定的かつ着実に維持するとともに、庁内各課との連携を通じて新たな調達業務の創出に向けた機運を高めることができた。 ・各種イベントを通じた地域住民と施設の直接交流により、障がい者への理解促進を図るとともに、社会参加の促進や活躍の場の拡大を力強く後押しする成果が得られた。	・優先調達実績を安定的かつ着実に維持しつつ、今後は「数値」のみに促されない質的な深化を目指す必要がある。事業所には障害者の能力を活かす支援体制の充実を促し、庁内各課に対しては理解促進を図ることで、双方のニーズを尊重した業務のあり方を追求することが求められる。 ・各種イベントを通じて地域社会との交流機会を積極的に創出し、障害者が地域で「働く姿」を発信することで、社会参加の促進と活躍の場の拡大に寄与する取組を継続することが求められる。	4	・PRパンフレットを更新・発行し、引き続き庁内各課に優先調達を検討してもらうための効果的なツールとする。 ・来年度予算要求前に、市職員及び柏崎刈羽地域障害者就労施設等を対象とした優先調達推進に係る説明会を開催し、来年度予算における優先調達関連科目の維持・増額を目指す。また、開催内容は就労部会等で協議を行う。 ・秋の収穫祭への参加やチャレンジクリスマスマーケットを始めとした福祉事業所合同販売会の企画・開催を継続していく。	福祉課		
70	就労後の定着支援		「定着のつどい」などの定着支援への活動について、事業所等に情報提供を行う。 ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の場などを活用し、支援者向けの勉強会を開催する。		・就職した当事者に対する情報共有、交流の場を確保する。 ・支援者のスキルアップを目指す。	柏崎刈羽地域自立支援協議会就労部会の中で、就労支援に関する情報共有・意見交換等を行い、現状や課題を整理することで、一般就労への移行につなげるための方策を検討する。	【実績】 各課に対し契約検査課で行っている単価契約の情報を共有し、必要に応じて障害者就労施設の取扱品目等であることを周知する。 【評価・効果】 庁内での情報共有が図られた。	障害者就労施設での取扱品目等が一般品目と比較して購入費が高い傾向にあり、対象品目を購入するための予算確保が難しい状況である。	4	引き続き契約検査課で行っている単価契約の情報を共有し、必要に応じて障害者就労施設の取扱品目等であることを周知する。	契約検査課		
70	就労後の定着支援		就労定着支援事業所による相談、指導、助言及び支援のほか、障がい者就労・生活支援センターと連携し、当事者同士の情報共有や交流の場の確保に努めます。	・「定着のつどい」などの定着支援への活動について、事業所等に情報提供を行う。 ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の場などを活用し、支援者向けの勉強会を開催する。		就労定着支援事業所による相談、指導、助言及び支援のほか、障がい者就労・生活支援センターと連携し、当事者同士の情報共有や交流の場の確保に努めます。	【実績】 （3月～2月） ・平均支給決定者数 就労定着支援 13人（前年度15人） ・平均利用者数 就労定着支援 12人（ Ⅱ 14人） ・就労部会を年4回実施した。 ・一般就労への移行に関する詳細な調査を実施した。 【評価・効果】 ・就労部会を通じて障害者就労を取り巻く現状・課題の共有や障害者雇用の意識啓発を図るためのセミナーの企画・開催を行った。また、一般就労への移行に関する調査を通じて、サービス利用者の定着支援に係る具体的な連携状況等を把握した。 ・福祉施設から一般就労への移行者が、令和6（2024）年度実績5人から15人に増加した。	当事者同士の情報共有や交流の場の確保に向けた検討ができていない。 ・就労後の定着支援を充実させることができるよう、就労支援事業所やその他の関係機関と連携し、効果的な取組の実施について検討する必要がある。	4	柏崎刈羽地域自立支援協議会就労部会の中で、就労支援に関する情報共有・意見交換等を継続して行い、現状や課題を整理することで、一般就労への移行につなげるための方策を検討する。	福祉課		

施策体系		概要		【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和7（2025）年度の具体的取組	令和7（2025）年度の取組実績等	令和7（2025）年度の取組上の課題・問題点	R7年度 評価	令和8（2026）年度の具体的取組	担当所管
施策内容：③就労に関する相談支援体制の充実											
	71	関係機関と連携した相談支援の充実	障がいのある人の適性及び能力に応じた就労支援ができるよう、本人・関係機関でのケア会議の実施や情報共有、連携に努めます。	就労移行支援支給決定者のケア会議（12か月後、18か月後、更新が必要な場合は21か月後）に出席し、当事者・保護者・支援者との情報共有、必要に応じて情報提供を行う。	サービス利用者の適性・能力に応じた就労支援を行い、障害福祉サービスの利用から、少しでも多く就職につなげることを目指す。	柏崎刈羽地域自立支援協議会就労部会の中で、就労支援に関する情報共有・意見交換等を行い、現状や課題を整理することで、一般就労への移行につなげるための方策を検討する。	【実績】 （3月～2月） ・平均支給決定者数 就労移行支援 11人（前年度16人） ・平均利用者数 就労移行支援 11人（ 〃 14人） ・就労部会を年4回実施した。 【評価・効果】 ・本人・関係機関でのケア会議の実施や情報共有、連携に努めることができた。 ・福祉施設から一般就労への移行者が、令和6（2024）年度実績5人から15人に増加した。	障害のある人の適性及び能力に応じた就労支援を行うことができるよう、相談支援の充実に向けて、関係機関と継続して連携を図る必要がある。	4	柏崎刈羽地域自立支援協議会就労部会の中で、就労支援に関する情報共有・意見交換等を継続して行い、現状や課題を整理することで、一般就労への移行につなげるための方策を検討する。	福祉課
		柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会による相談支援の充実	障がいのある人とその保護者及び支援者を対象としたジョブガイダンスの開催などにより、一般就労への意識の向上に努めます。	・特別支援学校の生徒、就労支援事業所の利用者を対象とした研修会を開催する。 ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の「働くことを応援するパンフレット」の更新	当事者や保護者の就労への意識・意欲の向上を目指す。	柏崎刈羽地域自立支援協議会就労部会の中で、就労支援事業所だけでなく、特別支援学校やその保護者も対象とした、一般就労への意欲向上につながる取組の企画を検討する。	【実績】 ・令和7（2025）年11月11日、商業観光課・ハローワークと協働して「2025かしわざき障がい者活躍推進セミナー」を開催した。 ・令和8（2026）年3月5日、柏崎特別支援学校の高等部1・2年生の保護者、職員向けに就労支援説明会を実施した。 【評価・効果】 ・「チーム支援」の有用性を共有することで障がい者雇用の意義への理解を深めるとともに、企業・福祉・専門家が直接交流し課題を共有することで、実習や一般就労への移行に向けた大きな一歩となった。 ・「働くこと」にフォーカスした多様な選択肢と支援の形について説明を行い、卒業後の進路を考える機会の場の創出を図ることができた。	セミナー等の実施を通じて就労への理解は深まりつつあるが、当事者及び保護者が卒業後の進路をより前向きに描くためには、就労に対する心理的なハードルを下げ、具体的な見通しを持てるような、よりきめ細やかなサポート体制の検討が今後の課題である。	4	研修会やセミナー等を通じ、当事者や保護者の就労への意識・意欲の向上を図る。今後は、就労部会等の関係機関と連携し、より主体的な進路選択につながる具体的な取組の企画・検討を行う。	福祉課
基本施策：(2)社会参加の促進											
施策内容：①スポーツ・文化芸術活動等の振興											
	73	障がい者スポーツなどの振興	障がい者スポーツ教室の開催や福祉団体が実施する各種スポーツ行事の支援、バラスポーツ観戦・体験・講習イベントなどを通じて、障がい者が積極的に参加しやすい共生社会の実現を目指します。	・令和元（2019）年度から、障害者と健常者が共に参加できるスポーツイベントとして、「バラスポーツ観戦・体験・講習イベント」をスタートし、令和2（2020）年度はコロナ禍の中においても、継続して開催することができた。今後も継続して実施していく予定である。 ・効果的な情報発信や、参加しやすい環境づくりに向けた検討を続ける。	・バラスポーツ観戦・体験・講習イベントをきっかけとして、市のスポーツイベント等への障害者の皆さんの参加促進が図られるよう、福祉部局と連携し取組を進める。 ・行事等参加者の5%程度を障害者が占める状態を目指す。	福祉部局等と連携し、バラスポーツへの理解と参加を促進する取組を継続する。	11月1日（土）、福祉課、スポーツ振興課の協働により「ニュースポーツ・バラスポーツ体験フェア」を開催した。体験会132人・スタンプ54人・計186人が参加した。ゆるキャラとのポツチャ対決やモルック、ボウリングなどのニュースポーツの体験ブース、小さいお子様向けの輪投げやお絵かき広場で楽しんだ。また、「スマイル」「スプラッシュ」「まふまふ」によるダンスステージを実施するとともに、福祉事業所（咲来めぐ、半田里庵）すもす、かしわざきバーガー）による物販ブースでは多くの利用者で賑わった。	正確な人数は把握できていないが、体験会には福祉施設からの参加者が少なくとも6人以上確認できたことから、行事等参加者に占める障がい者の割合5%以上を達成できた。会場内では障がい者の有無に関わらずスポーツを楽しむ環境を提供できているが、イベントに限らずその他のスポーツイベントへの参加にあたっては、自宅や福祉施設からの移動手段や介添者の確保などが根本的な課題としてあげられることから、「ニュースポーツ・バラスポーツ体験フェア」としての取組は本年度をもって終了とし、来年度は別のアプローチを考えたい。	3	柏崎市スポーツ推進委員協議会と連携し、福祉施設等へ直接訪問しバラスポーツへの理解と参加機会を提供する取組を実施する。	スポーツ振興課
				・市・教育委員会関係課、関係団体、社会福祉協議会等と連携して各種スポーツ行事を開催する。 ・福祉団体が実施する各種スポーツ行事を支援する。	スポーツ大会などへの参加促進を図り、健康増進や自立と社会参加が図られる。	柏崎市身体障害者福祉協会の「身体障害者スポーツ交流会」への参加を支援する。また、教育委員会との協働によりスポーツ交流やレクリエーション事業を開催する。	【実績】 柏崎市身体障害者福祉協会の「身体障害者スポーツ交流会」を共催し、開催前の準備や当日参加における支援を行った。また、教育委員会、刈羽村との協働により、「ニュースポ・バラスポ体験フェア」を開催した。 【評価・成果】 障がいのある人のスポーツやレクリエーション活動による社会参加促進を図ることができた。	障がいのある人の健康増進及び社会参加促進のため、継続して活動支援に取り組む必要がある。	4	引き続き、当事者のスポーツ交流やレクリエーション事業への参加支援などに取り組む。	福祉課
	74	文化芸術活動などの開催及び参加促進	障がいのある人にも配慮した会場整備や運営を行うとともに、障がい者が生涯にわたり、さまざまな機会を楽しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供、充実するよう努めます。	【市展】エレベーターで会場まで行けることから、展示会場をソフィアセンターとする。	障がい者等にも配慮した会場整備や運営を行い、芸術文化を誰もが気軽に楽しめるようになる。	【市展】 令和7（2025）年10月9日（木）から13日（月・祝）まで市立図書館を会場に開催し、延べ2382人の入場者であった。会場には常時障がい者からの申し出に対応できるような人員を配置した。また会場に足を運ばない市民の為に、WEB上に10月15日（水）から入賞作品を掲載している。 【柏崎の花-Spring Collection2026】 令和8（2026）年2月6日（金）から11日（水・祝）まで市立図書館を会場に開催し、延べ2421人の入場者であった。会場には常時障がい者からの申し出に対応できるような人員を配置した。	【市展】 令和7（2025）年10月9日（木）から13日（月・祝）まで市立図書館を会場に開催し、延べ2382人の入場者であった。会場には常時障がい者からの申し出に対応できるような人員を配置した。 【市展】 令和7（2025）年10月9日（木）から13日（月・祝）まで市立図書館を会場に開催し、延べ2382人の入場者であった。会場には常時障がい者からの申し出に対応できるような人員を配置した。 【市展】 令和7（2025）年10月9日（木）から13日（月・祝）まで市立図書館を会場に開催し、延べ2382人の入場者であった。会場には常時障がい者からの申し出に対応できるような人員を配置した。	市展及び柏崎の花-Spring Collectionにおける出品作品は、全て視覚に依存していることから、視覚に頼らない多様な展示を引き続き模索する必要がある。	4	【市展】エレベーターの設置及びバリアフリーとなっていることから、引き続き市立図書館を会場とする。展示作業を障がい者施設と共同で行うことで、雇用の促進を促す。 【柏崎の花-Spring Collection2027】 バリアフリー環境となっていることから、市立図書館を会場とし、障がい者施設で制作された作品の展示や障害者によるライブイベントを実施し、市民の理解を深める。	文化・生涯学習課
				（綾子舞現地公開） 車椅子等、長距離の歩行が困難な方のための駐車場を確保し、併せて観覧用スペースを確保する。 （綾子舞アルフォーレ公演） ホール内の専用観覧スペース及びエレベーターへの誘導スタッフを配置する。	障害者等にも配慮した会場整備や運営を行い、芸術文化を誰もが気軽に楽しめるようになる。 （綾子舞アルフォーレ公演） 開催予定なし 開催される場合は、ホール内の専用観覧スペース及びエレベーターへの誘導スタッフを配置する。	（綾子舞現地公開） 車椅子等、長距離の歩行が困難な方のための駐車場を確保し、併せて観覧用スペースを確保する。 （綾子舞アルフォーレ公演） 開催予定なし 開催される場合は、ホール内の専用観覧スペース及びエレベーターへの誘導スタッフを配置する。	（綾子舞現地公開） 車椅子等、長距離の歩行が困難な方のための駐車場を確保し、併せて観覧用スペースを確保する。 （綾子舞アルフォーレ公演） 開催予定なし 開催される場合は、ホール内の専用観覧スペース及びエレベーターへの誘導スタッフを配置する。	多様な障害に対応できる支援の仕方を引き続き考慮する必要がある。	4	（綾子舞現地公開） 車椅子等、長距離の歩行が困難な方のための駐車場を確保し、併せて観覧用スペースを確保する。 （綾子舞アルフォーレ公演） 開催予定なし 開催される場合は、ホール内の専用観覧スペース及びエレベーターへの誘導スタッフを配置する。	博物館
施策内容：②情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援											
	75	市ホームページのアクセシビリティの推進	誰もが安定的に情報入手でき、わかりやすく、利用しやすいホームページとするため、JIS規格に対応することを目標とし、アクセシビリティやユニバーサルデザインの確保と向上に努めます。また、それらに対する理解促進に取り組むため、定期的に職員研修を行います。	・アクセシビリティの確認による適正なホームページの運営 ・必要に応じたアクセシビリティガイドラインの改訂	誰もが、安定的に情報入手できる環境を整備することで、障害をお持ちの方の安全・安心な暮らしを確保する。	・職員研修でアクセシビリティの必要性について周知 ・アクセシビリティの確認による適正なホームページの運営	【実績】 ・新採用職員と希望する職員に対して、市ホームページなど「伝わる情報発信」の研修を実施した。 ・ホームページを運営する上で、最新のガイドラインに基づいたアクセシビリティチェックを行った。また、文章表現やデザインなど、誰もが分かりやすく、使いやすいページ作成に取り組んだ。 ・市ホームページに掲載する市長記者会見資料の文字フォントを「ユニバーサルデザインを考慮したフォントに変更した。 【評価・効果】 職員研修を通じて、アクセシビリティやユニバーサルデザインの確保と向上に努めた。	特になし	5	・職員対象のホームページ作成研修を行い、アクセシビリティの必要性や対応方法を伝える。 ・アクセシビリティの確認により適正にホームページを運営する。	元気発信課
		日常生活用具における情報・通信支援などの充実	聴覚障がい者や視覚障がい者のコミュニケーション手段が確保されるよう情報・通信支援などの用具を充実させ、助成を行います。	日常生活用具の給付を行うとともに、情報・通信支援などの用具の拡充について検討し、給付可能な用具の充実を図る。	聴覚障害者及び視覚障害者のQOLの向上を図る。	日常生活用具の充実に向けて情報収集を行い、給付内容と給付額の見直しを行うとともに、支給品目の整理を行う。	【実績】 令和8（2026）年度に向けて、一部用具の給付基準額の見直しを行った。 【評価・効果】 基準額を見直しすることにより、障害者のQOLの向上に寄与することができる。	給付が必要な方への適切な周知と、既存の給付品目の給付額の改定や、支給がない品目の追加などの見直しが必要である。	4	日常生活用具の充実に向けて情報収集を行い、必要に応じて給付内容と給付額の見直しを行うとともに、支給品目の整理を行う。	福祉課

施策体系			概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和7（2025）年度の具体的取組	令和7（2025）年度の取組実績等	令和7（2025）年度の取組上の課題・問題点	R7年度 評価	令和8（2026）年度の具体的取組	担当部署
基本施策：（3）障害者差別解消法及び権利擁護の推進											
施策内容：①成年後見制度の利用促進											
77	成年後見制度の 利用促進	成年後見制度の利用手続に係る相談や 支援、研修会及び相談会の開催により 制度の啓発、広報を行うとともに、利 用の促進を図ります。	柏崎市社会福祉協議会へ委託し、成年後見制度 の利用手続きに係る相談や支援、関係機関との 連絡調整及び研修会、相談会の開催により制度 の啓発、広報を行う。	関係者のスキルアップと同時に成年後見制度の 利用についての相談支援や啓発、広報活動を継 続して行うことにより利用者が増え、権利擁護 の推進が図られる。	市民向けの講座や権利擁護支援者養成講座による成 年後見制度の理解促進を図る。 関係機関と、権利擁護に関する様々な課題を共有す る機会を設け、適切な権利擁護支援を進める。	【実績】 広報かしわざきで権利擁護センターの紹介を行うとともに、市 民向け研修会（54人参加）及び支援者向け研修会（52人参 加）を実施した。 司法専門職、介護・福祉・救護の各事業所の関係者と地域連携 ネットワーク会議を開催し、身寄りのない人の支援について意 見交換を行った。 【評価・効果】 広報かしわざきでの紹介や研修会の実施により、成年後見制度 の周知を図ることができた。また、地域連携ネットワーク会議 の開催により、関係機関と課題を共有することができた。		必要な人が適切なタイミングで制度利用につながるよう、市民 向けの周知等に継続して取り組むとともに、地域内の各分野の 関係者との支援体制を構築する必要がある。	4	市民向け研修会や支援者向け講座の実施により、 成年後見制度の周知を図る。 また、地域における様々な団体との連携を深める 取り組みを行う。	福祉課
78	成年後見制度法 人後見支援事業 の推進	市民後見人の活用も含めた法人後見の 活動を支援し、業務を適正に行うことが できる法人を確保します。	市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援 する。	後見等の業務を適正に行うことができる法人を 確保することができる。 市民後見人の確保、人材育成が図られる。	権利擁護支援員養成講座（基礎編）Ⅱを開催し、成年 後見を含めた権利擁護に関する理解促進を図る。 フォローアップ研修を実施し、本人の意思を尊重し た意思決定を促す。	【実績】 権利擁護支援者養成講座（基礎編）Ⅱを開催（21人参加）し た。また、市民後見人フォローアップ研修を開催（19人参加） した。 【評価・効果】 成年後見制度研修会及びフォローアップ研修により、成年後見 の理解促進及び被後見人が主体的に生活できるよう後見人とし て支援する必要があることを再確認することができた。		市民の成年後見制度等の理解促進及び新たに成年後見の担い手 となる人材の確保が必要である。	4	権利擁護支援者養成のため、権利擁護支援員養成 講座（基礎編）Ⅱを開催し、成年後見を含めた権利 擁護に関する理解促進を図る。	福祉課
79	日常生活自立支援 事業の利用促進	柏崎市社会福祉協議会が実施する日常 生活自立支援事業により、自立した生 活を送ることができるよう努めます。	・柏崎市社会福祉協議会での福祉サービスの利用 援助等相談、日常生活の相談への支援を行う。 ・より身近なところで相談を受けられる支援体制 の充実を図る。	福祉サービスの利用援助等の日常生活の支援を行 うことにより自立した生活を送ることができ る。	本人の判断能力等の状況に応じて、日常生活自立支援 事業から後見制度への移行を行い、適時適切な サービスが受けられる支援体制の充実を図る。	【実績】 柏崎市社会福祉協議会において、福祉サービスの利用援助等相談 、日常生活の相談への支援を行った。 【評価・効果】 適時適切なサービスを提供できる支援体制の充実を図ることが できた。		引き続き福祉サービスの利用援助等の日常生活支援が必要な方 へサービスを提供できるよう体制を維持する必要がある。	4	本人の判断能力等の状況に応じて、日常生活自立 支援事業から後見制度への移行を行い、適時適切な サービスが受けられる支援体制の充実を図る。	福祉課
施策内容：②障がい者虐待防止の取組の推進											
80	障がい福祉サー ビス事業所と連 携した虐待防止 の取組	障がい福祉サービス事業所及び相談支援 事業所などの関係機関と連携し、虐待 の早期発見・防止に取り組みます。	障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等関 係機関と連携し、虐待の早期発見に取組む。	障害のある人が虐待から守られ、尊厳を保持し ながら安定した生活を送ることができる。	障がい福祉サービス事業所の虐待防止の取組状況を 確認するとともに、希望に応じた研修会を開催す る。	【実績】 障がい福祉サービス事業所の1事業所に障がい者虐待防止研修を 実施し、事業所に対する啓発活動を行った。		虐待防止や早期発見のためには、継続した研修の機会が必要で ある。	4	障がい福祉サービス事業所の虐待防止の取組状況を 確認するとともに、希望に応じた研修会を開催 する。	福祉課
81	障がい者虐待に 対する相談、支援 の実施	障がい者虐待防止相談窓口において、 通報や相談に応じるとともに、虐待事 案に対して、障がい福祉サービス事業 所及び相談支援事業所と連携を図りな がら迅速な対応と適切な支援を行いま す。	・障がい者虐待防止に関する事項を市ホーム ページなどで周知する ・障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業 所と連携を図りながら迅速な対応と適切な支援 を行う	障がいのある人が住み慣れた地域で安心・安全 に生活を送ることができる	障がい者虐待防止相談窓口において、速やかに通報 や相談に応じるとともに、虐待事案に対して、障がい 福祉サービス事業所及び相談支援事業所と連携を 図りながら迅速な対応と適切な支援を継続的行 う。	【実績】 ・障がいのある人への虐待防止について、市ホームページへの 掲載や広報かしわざき10月号への掲載を通じて虐待防止への理 解・協力、相談先の周知を行った。 ・関係機関からの通報を受け、事実確認の上、虐待の有無、緊 急性を判断を行い、当事者及び賛助者等への支援を行った。		障がい者虐待を受けた人や発見した人が速やかに通報、相談で きるよう周知・啓発を継続して行う必要がある。	4	障がい者虐待防止相談窓口において、速やかに通 報や相談に応じるとともに、虐待事案に対して、 障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所と 連携を図りながら迅速な対応と適切な支援を継続 的に行う。	福祉課
施策内容：③障がいを理由とする差別解消の推進											
82	障がい者差別に 関する相談体制 の整備	障がいを理由とする差別に対する相談 窓口を周知し、障がい者差別に関する 相談や紛争解決などに対応します。	障害を理由とする差別に対する相談窓口を周知 し、障害者差別に関する相談や紛争解決などに 対応する。	障害者差別の解消や障害への理解につながる。	関係機関と連携し障がい者差別に関する相談や問題 解決に向けた対応を行う。	【実績】 新潟県からの障害者差別に関する相談状況調査を通して障がい 者差別に関する相談実態集約に取り組んだ。 【評価・効果】 調査内容に関係する機関や組織への事実確認を行い、障害者差別 の実態把握に努めた。		特になし	4	関係機関と連携し障がい者差別に関する相談や問 題解決に向けた対応を行う。	福祉課
83	障がい者差別解消 に向けた取組	あらゆる年齢層に対して、心のバリア フリーの実現に向けた取組を行うこと ともに、全ての小中学校で人権教育な どを通じて理解促進を図り、障がいのあ る人の人権尊重が当たり前のこととし て受け入れられる地域社会づくりに努 めます。	障害者差別の禁止や合理的配慮の提供などの障害 者差別解消に向けた啓発活動を、広報や市の ホームページに掲載し、チラシの配布を行う。	障害者差別解消に関する市民への理解を深め差別 のない共生社会を実現する。	広報やホームページを通じて障がい者差別解消につ いて啓発を行う。講演会や研修などの実施について 検討する。	【実績】 ホームページの障害者差別解消法の内容更新を行った。 【評価・効果】 ホームページを通して、市民に周知を行うことができた。		毎年継続して情報発信を行うことで、障がいや障がいのある方 の理解促進につなげる必要がある。また、興味を持って 読んでもらえる内容を掲載する工夫が必要である。	4	広報の特集記事で障がいのある方やその支援者 （ボランティア団体）の活動の様子を伝えるなどの 情報発信を通じて、障がいや障がいのある方の 理解促進を図る。	福祉課
			・教職員の障害者差別解消法の内容理解につな がる校内研修を実施し、障害者理解教育、差別 解消に向けた人権教育につなげる。 ・全小・中学校で障害者を対象とした人権教育を 実施する。 ・公開授業だより等を通して保護者や地域へ 人権教育に関する啓発を行う。	・授業実践をとおして、人権に関する正しい理 解や当事者意識、差別や偏見を解消する意思と 行動力を身に付ける。 ・児童生徒への人権教育をとおして、保護者や 地域住民の正しい理解につなげる。 ・柏崎市・刈羽村同和教育研究協議会を中心に、 人権教育、同和教育の推進、研修を一層深め る。	・全ての小・中学校で社会科や公民、「生きる」シ リースを活用した障がい者差別解消に向けた授業実 践 ・全ての小・中学校で人権教育週間や授業実践に 関わる学校だよりの発行 ・柏崎市・刈羽村同和教育研究協議会主催の研修会 や授業公開の実施（年間2回以上）	・全ての市立小・中学校（30校）が、人権教育、同和教育に関 する職員研修を2回以上実施した。 ・年度初めの5月に、新採用教職員および市外転入教職員を対 象に人権教育、同和教育の志望研修を行い、「障害者差別解消 法」についての理解を深めた。 ・柏崎市・刈羽村同和教育研究協議会主催の人権教育、同和教 育に関する現地学習会や授業研修会（柏崎市立南中学校）を実 施した。	小学校84％、中学校36％が人権教育、同和教育に関する授業 や講演会に保護者や地域の人々を招いた。学校により保護者 や地域への情報発信や啓発に取り組む学校が増えているが、 まだ不十分である。	4	・全ての市立小・中学校で社会科や公民、「生き る」シリースを活用した障がい者差別解消に向け た授業実践 ・全ての市立小・中学校で人権教育週間や授業実 践に関わる学校（人権）だよりの発行 ・柏崎市・刈羽村同和教育研究協議会主催の研 修会や授業公開の実施（年間2回以上）	学校教育課	